

平成 21 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

佐賀大学

平成 22 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	11
基準4 学生の受入	15
基準5 教育内容及び方法	19
基準6 教育の成果	29
基準7 学生支援等	31
基準8 施設・設備	36
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	39
基準10 財務	42
基準11 管理運営	44
<参 考>	49
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	51
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	52
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	54

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

21年7月	書面調査の実施 財務専門部会（注1）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月～9月	評価部会（注2）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～22年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成22年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤岩英夫	元 群馬大学長
鮎川恭三	元 愛媛大学長
池端雪浦	前 東京外国語大学長
江上節子	武蔵大学教授、東日本旅客鉄道株式会社顧問
尾池和夫	国際高等研究所長
大塚雄作	京都大学教授
岡本靖正	前 東京学芸大学長
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷誠	電気通信大学長
金川克子	神戸市看護大学長
北原保雄	元 筑波大学長
○小出忠孝	愛知学院大学長
河野通方	大学評価・学位授与機構評価研究部長
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
後藤祥子	前 日本女子大学長
小林俊一	秋田県立大学長
小間篤	科学技術振興機構研究主監
齋藤八重子	元 東京都立九段高等学校長
佐藤東洋士	桜美林大学長
鈴木昭憲	前 秋田県立大学長
永井多恵子	前 日本放送協会副会長
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森本尚武	元 信州大学長
山内芳文	大学評価・学位授与機構教授
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
岡 本 靖 正	前 東京学芸大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
北 原 保 雄	元 筑波大学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森 本 尚 武	元 信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第3部会)

○天 岸 祥 光	前 静岡大学長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
○小 松 正 幸	前 愛媛大学長
○崎 元 達 郎	熊本大学顧問
◎鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
中 畑 龍 俊	京都大学教授
古 山 正 雄	京都工芸繊維大学理事・副学長
本 家 孝 一	高知大学副学長
村 山 研 一	信州大学教授
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
北 村 信 彦	公認会計士、税理士
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」等を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成21年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

佐賀大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 佐賀大学憲章において、「教育先導大学」を標榜し、大学の向かうべき方向性を鮮明に示している。
- 教員の業績評価を実施し、その結果を部局ごとに集計・分析し、「個人評価実施報告書」として公表している。また、評価結果を処遇に反映している。
- GPA制度を導入して、学修指導計画を学部ごとに策定し、GPAに基づいて担任教員による履修指導、成績優秀者の表彰、成績不振者への注意喚起等が行われている。
- 医学系研究科では、高齢化社会における包括医療のニーズに対応するための医科学専攻の教育課程に総合ケア科学系コース（修士課程）及び総合支援医科学コース（博士課程）が設置されている。
- 2研究科（工学系研究科、農学研究科）が共同で教育と研究指導を行っている「地球環境科学特別コース」が設置されており、外国人学生が日本語の障壁なく教育を受け、研究に取り組めるよう英語による授業が開設されている。
- 平成20年度文部科学省教育GPに「創造的人材育成～誰でもクリエイター～」、「実践臨床医養成への問題基盤型学習の実質化」が採択され、特色ある取組を展開している。
- 平成15年度文部科学省特色GPに採択された「市民参画「佐賀環境フォーラム」プロジェクト」では、当該大学教員と学外講師（市民・企業・行政）によるオムニバス形式の講義等を実施し、支援期間終了後もワークショップ活動を通して市民と学生が協同して地域の様々な環境活動を展開している。
- 平成16年度文部科学省現代GPに採択された「ネット授業の展開」では、教養教育におけるネット授業開講科目を拡大し、支援期間終了後もネット授業を継続して実施している。
- 「大学コンソーシアム佐賀」の活動を基盤として取り組む「知の拠点として地域をリードする大学間教育ネットワーク推進事業」が平成20年度文部科学省「戦略的大学連携支援事業」に採択されている。
- 平成19年度文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に採択された「発達障害と心身症への支援に強い教員の養成－文化教育学部・医学部附属病院連携による臨床教育実習導入とカリキュラム開発－」では、医学部附属病院小児科との協働を基軸に、県・市教育委員会と連携し、臨床教育実習と臨床教育演習を並行させることにより、理論と実践を統合した教育を展開している。
- 平成21年度文部科学省大学院GPに「高度な農業技術経営管理者の育成プログラム」が採択されている。
- 留学生に対する奨学金制度や住居サポート制度等のケアが充実している。
- 平成19年度に「エコアクション21」の認証を受け、「佐賀大学環境方針」に基づいて、施設・整備の運用を含めた環境マネジメントの取組を全学的に推進している。
- 研究成果の情報を広く発信する目的で「シーズ100展」などを開催し、多数の参加者を集めている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い。
- 学生用図書の一層の充実が望まれる。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学は、国立大学法人法第1条に示す国立大学の設置目的「大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図る」の使命を果たすため、基本理念として「佐賀大学憲章」において、高等教育の未来を展望し、社会の発展に尽くす「教育先導大学」を標榜し、達成しようとする基本的な成果・目標を当該大学の中期目標前文に示すとともに、大学の目的及び各学部・学科（課程）の目的を大学規則、学則及び各学部規則に定め、明確にしている。

さらに、平成20年1月には、「佐賀大学憲章」に基づき、大学の目指すべき方向性とその方策を示すものとして「佐賀大学中長期ビジョン」を策定し、教育、研究、社会貢献の3つの使命やそれらの使命を遂行する体制等の強化を示した。この「佐賀大学中長期ビジョン」においては、教養教育を人間形成の中心的な役割を担う教育の根幹と位置付け、すべての学生が豊かな教養を体系的に身に付ける教育を目指すとしていることは、高く評価できる。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学においては、大学院の目的が大学院学則に「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。」、「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。」、「博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」と定められ、各研究科・専攻の目的が各研究科規則に定められている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

大学の理念・目的及び学部・研究科の目的等は、大学の構成員に対しては、学生便覧を冊子として職員・

学生に配布し、また、新規採用の教職員に対し、新任教員説明会等で説明している。特に新入生に対しては、学生便覧及び各学部・研究科の履修の手引き等の冊子を配布し、オリエンテーションで大学の目的及び各学部・研究科の教育理念や教育目標について説明している。入学案内として編集した佐賀大学案内は、高等学校関係者、学内外での大学説明会及びオープンキャンパスへの参加者に対して配布し、大学並びに各学部・研究科の教育理念・目的等を広報している。また、当該大学ウェブサイトの大学案内及び学部・大学院案内、並びに各学部・研究科のオリジナルウェブサイトにおいて、それぞれの理念・目的等を紹介し、社会に広く公表している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 佐賀大学憲章において、「教育先導大学」を標榜し、大学の向かうべき方向性を鮮明に示している。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は学士課程の目的として「国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに、地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与すること」を掲げ、その目的を達成するため、文化教育学部、経済学部、医学部、理工学部、農学部を設置し、学部の目的に応じて学科又は課程を設置している。

- ・ 文化教育学部（4課程：学校教育課程、国際文化課程、人間環境課程、美術・工芸課程）
- ・ 経済学部（2課程：経済システム課程、経営・法律課程）
- ・ 医学部（2学科：医学科、看護学科）
- ・ 理工学部（7学科：数理科学科、物理科学科、知能情報システム学科、機能物質化学科、機械システム工学科、電気電子工学科、都市工学科）
- ・ 農学部（3学科：応用生物科学科、生物環境科学科、生命機能科学科）

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

大学規則に基づき、教養教育運営機構を全学的な教養教育実施組織として設置し、共通基礎教育科目及び主題科目の区分ごとに第1～10部会を置き、各部会から選出される部会長、教務委員、広報委員、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）委員及び高等教育開発センターから選出される委員を構成員とする協議会により運営されている。協議会には、複数の委員会が設置され、このうち、教務委員会は、授業の実施計画・実施方法の改善、シラバスやGPA（Grade Point Average）の運用など、教養教育の教務に関する重要な事項等について審議している。さらに、FD委員会は教養教育の実施に関する諸課題の検討及び改善に取り組んでおり、広報委員会は教養教育の実施状況を大学の構成員等に周知する役割を担っている。

全学の教員は、第1～10部会のいずれか（又は複数の部会）に所属し、部会が開設する科目を担当している。また、大学入門科目、共通基礎教育科目を履修させることにより、教養教育から専門教育への円滑な移行を目指すとともに、7領域から構成される主題科目を1年次から4年次にかけて履修できる体制を整えている。

さらに、鍋島キャンパス（医学部）の学生が本庄キャンパスで開講している科目を受講できるよう、連

絡バスを時間割に応じて運行するなどの配慮を行っている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学の大学院課程の目的を達成するため、教育学研究科、経済学研究科、医学系研究科、工学系研究科、農学研究科を設置し、研究科の目的に応じて、

- ・ 教育学研究科（修士課程2専攻：学校教育専攻、教科教育専攻）
- ・ 経済学研究科（修士課程2専攻：金融・経済政策専攻、企業経営専攻）
- ・ 医学系研究科（修士課程2専攻：医科学専攻、看護学専攻）
- ・ 医学系研究科（博士課程1専攻：医科学専攻）
- ・ 工学系研究科（博士前期課程9専攻：機能物質化学専攻、物理科学専攻、機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、知能情報システム学専攻、数理科学専攻、都市工学専攻、循環物質工学専攻、生体機能システム制御工学専攻、博士後期課程3専攻：エネルギー物質科学専攻、システム生産科学専攻、生体機能システム制御工学専攻）
- ・ 農学研究科（修士課程2専攻：生物生産学専攻、応用生物科学専攻）

を設置し、教育研究活動を行っている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

当該大学においては、「教養教育実施機関として、本学の目的、使命にのっとり、全学の教員が担う教養教育を円滑に実施すること」を目的として、教養教育運営機構が設置され、また、「外国人留学生及び海外留学を希望する学生に、必要な教育及び指導助言を行うこと等により、佐賀大学における国際交流の推進に寄与すること」を目的として、留学生センターが設置されている。全国共同利用施設として海洋エネルギー研究センターが設置され、さらに、全学的な共同教育研究を主目的とした組織として、低平地研究センター、海浜台地生物環境研究センター、シンクロトン光応用研究センター、地域学歴史文化研究センター等も設置されており、学部・研究科の教育に参画して研究内容やその成果を教育内容に活かしている。また、「佐賀大学の大学教育について調査・研究するとともに、その成果を実際の教育活動に適用し、本学の目的と使命を達成すること」を目的として、高等教育開発センターが設置され、その成果は刊行物やFD・スタッフディベロップメント（以下「SD」という。）等を通して、当該大学の教育改善に寄与している。

また、大学設置基準第39条に定められた附属施設として文化教育学部附属学校園、医学部附属病院、農学部附属資源循環フィールド科学教育研究センター、理工学部の実習工場などの施設においては、学生に対し、学校教育実習、臨床医学実習、農場フィールド科学実習、機械工作実習など、教育課程

に不可欠な実習を実施しているほか、施設の目的に沿って、教育研究に資する取組を行っている。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-1① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育研究に係る中期目標・計画、年度計画や、重要な規則の制定・改廃、教育課程の編成方針、学生の身分異動や学位授与に関する方針、自己点検・評価等に関する重要事項を審議し、方向性を決定するために教育研究評議会が設置され、毎月1回の定例会及び臨時会を開催している。各学部・研究科においては、中期計画及び年度計画の進捗、学生の入学、教育課程の編成、卒業又は課程の修了、教員の人事など、教育活動に係る重要事項について審議するために、教授会・研究科委員会を設置し、教授会及び研究科委員会の構成員を定め、毎月1回の定例及び臨時の教授会・研究科委員会を開催している。また、教授会・研究科委員会の下に各種委員会を置いて、担当事項に関する調査分析、企画立案などの活動を行っている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-2② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

学士及び大学院の教育課程や教育方法等の重要事項を審議し、適正かつ円滑な実施を図るための全学的な組織として、副学長を委員長とし、各学部長（研究科長を兼任）及び各学部、教養教育運営機構、高等教育開発センターから選出された教員をもって構成される大学教育委員会を設置し、毎月1回程度、委員会が開催されている。さらに、大学教育委員会に教務専門委員会、企画・評価専門委員会、FD専門委員会を設け、各部局意見の集約・調整、必要事項の調査分析、企画立案等、実質的な検討を行っている。

各学部・研究科においては、教授会、研究科委員会の下に教務委員会、FD委員会などの各種委員会を置き、教務委員会は月1回程度の開催、FD委員会は年に数回、開催し、大学教育委員会と連携して各部局の教育課程・教育方法や教育改善等に係る事項の調査分析、企画立案等の具体的な検討を行っている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教育課程を遂行するため、大学規則（第10条、第18条）及び教員組織規程に教員組織編制の基本的な方針を規定し、平成19年4月からは、大学設置基準の改正に伴い、教員組織編制の基本的な考え方を確定し、それに則って教員組織の編制を行っている。学士及び大学院課程の教育を行う学部、及び全国共同利用施設、学内共同教育研究施設、学部附属の教育・研究施設等に、教育職員就業規程（第2条）に定める教授、准教授、講師、助教、助手の役割分担の下に組織的に連携した教員組織として講座等を編制している。また、学部長及び研究科長の下に、学科長、専攻長、講座主任等が置かれ、組織的な連携をとり、責任の所在を明確にしている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 文化教育学部：専任119人（うち教授66人）、非常勤31人
- ・ 経済学部：専任41人（うち教授18人）、非常勤24人
- ・ 医学部：専任169人（うち教授43人）、非常勤66人
- ・ 理工学部：専任125人（うち教授51人）、非常勤17人
- ・ 農学部：専任51人（うち教授22人）、非常勤3人
- ・ 教養教育運営機構：非常勤74人

各学部において教育目的を達成するために必要な授業科目を「教育上主要な授業科目」と定め、原則として専任の教授又は准教授が担当するように教員配置をし、必修科目を中心として、ほぼすべての主要な科目を教授又は准教授が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教

授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりである。

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：研究指導教員 70 人（うち教授 59 人）、研究指導補助教員 36 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 21 人（うち教授 17 人）、研究指導補助教員 19 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 64 人（うち教授 45 人）、研究指導補助教員 41 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 51 人（うち教授 24 人）、研究指導補助教員 0 人

〔博士前期課程〕

- ・ 工学系研究科：研究指導教員 126 人（うち教授 63 人）、研究指導補助教員 3 人

〔博士後期課程〕

- ・ 工学系研究科：研究指導教員 80 人（うち教授 75 人）、研究指導補助教員 59 人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 66 人（うち教授 47 人）、研究指導補助教員 74 人

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の選考は、原則として公募制とし、教員人事の方針において、社会人及び外国人の任用について配慮するとともに女性教員の積極的な雇用を図ることを定め、年齢別等のバランスを考慮している。平成 21 年 5 月 1 日現在の教員構成は、全教員数 756 人のうち、外国人教員 19 人、女性教員 93 人である。年齢構成は、男性教員では 25～34 歳 9%、35～44 歳 35%、45～54 歳 33%、55～64 歳 23%、女性教員では 25～34 歳 24%、35～44 歳 37%、45～54 歳 27%、55～64 歳 13%と、バランスのとれた構成となっている。

教員の任期制は医学部及び学内共同教育研究施設等に導入している。

教員人事評価実施要項を制定し、実績を上げた教員に対し、教員活動評価の昇給・勤勉手当への反映を行うことにより、教員個々の志気の高揚を図っている。また、サバティカル研修の実施、優秀科学技術研究賞及び社会文化賞の付与等により、教員の活動をより活性化するための措置を講じている。

さらに、特に優れた取組を行った部局に対するインセンティブ経費を全学から支出する措置を講じている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

各部局は、教員人事の方針及び教員選考基準に基づき、教員選考規程を制定し、教員の採用基準を明確

に定めており、大学、学部・学科等の理念・目標・将来構想に沿って、公募を原則とした選考を行っている。選考に当たっては、教員選考規程等により設置された選考委員会が、履歴、教育実績、研究業績等の書類審査及び面接・模擬授業・講演会等を実施することにより、教育及び研究上の指導能力が評価・審査されており、適切な運用がなされている。教員の昇格についても採用基準を適用し、同様の手続で審査されている。

また、大学院課程の担当教員については、各研究科の研究指導教員及び授業担当教員の資格審査基準が定められ、研究科委員会で教育研究上の指導能力の評価に基づく資格審査が行われている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

当該大学は、教員の評価について大学評価の実施に関する規則、職員の個人評価に関する実施基準及び個人評価実施指針により詳細に定めており、個々の教員は毎年度、教育活動の内容を含めた活動実績報告書、個人目標申告書、自己点検・評価書を部局長に提出している。各部局の評価委員会は、これらを審査・評価し、改善すべき事項等を含めた評価結果を教員個人に通知し、さらに、個人評価結果の集計と分析等を部局ごとの「個人評価実施報告書」としてウェブサイトで公開している。

また、授業改善については、授業評価結果を用いた授業改善実施要領が定められ、每学期全科目を対象として、学生による授業評価が実施されている。授業担当教員はこの評価結果に基づいて授業点検・評価報告書を作成し、教務情報事務システム上で学生に向けて自己点検・評価の内容を公表するとともに、授業改善策が実行されている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

各学部は、例えば文化教育学部における「教員の業務の多様化・複雑化に対応した業務量計測手法の開発と教職員配置制度の設計」の研究が「教育制度論」、経済学部における「保護の補足性と稼働能力の活用」の研究が「社会保障法Ⅰ」、理工学部における「精度保証付き数値計算に関する研究」が「工業数学Ⅰ」の授業に反映されているように、各部局が開講する授業科目の教育内容等と関連する研究活動に取り組んでいる。また、教育関連研究活動については、大学情報基礎データベースシステム管理規程に基づき、その成果を個々の教員から収集しており、研究成果は、「教員基礎情報・研究成果」ウェブサイトに掲載されている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-1① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を遂行するために必要な事務組織として、事務組織規程に基づき、教務課（45人）、学生生活課（15人）、国際課（10人）、情報図書館課本館及び医学分館（23人）、アドミッションセンター（11人）、キャリアセンター（7人）、医学部学生サービス課（14人）を配置している。また、学部学科等の教育支

佐賀大学

援者として教室系技術職員（59人）、教務職員（27人）が配置されている。

T Aについては、ティーチング・アシスタント運用要項に基づいて、各教育課程の実験・実習・演習等、教育の特性に応じて494人（平成20年度）を配置し、事前の研修等を実施するなどT Aに対する支援体制の下に、教育補助者として活用している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、T A等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員の業績評価を実施し、その結果を部局ごとに集計・分析し、「個人評価実施報告書」として公表している。また、評価結果を処遇に反映している。
- 学生による授業評価に基づいて授業点検・評価報告書を作成し、教務情報事務システム上で学生に向けて、公表している。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-1① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

大学の目的に沿って、「大学が求める学生像」及び各学部の学科、課程並びに大学院研究科の専攻、専修ごとに「求める学生像及び入学者選抜方針」（アドミッション・ポリシー）を定め、入試情報ウェブサイトへの掲載に加え、入学者選抜要項、学生募集要項や大学案内、入学案内CD-ROM等にも記載公表し、高等学校、短期大学、高等専門学校等、当該大学志願者、文部科学省、当該大学教職員等に配布して周知に努めている。

さらに、オープンキャンパス（大学説明会）及び各高等学校（平成20年度、延べ60校）に出向いての「ジョイントセミナー」、「佐賀県高等学校長との連絡会」、「高等学校進路指導教員との連絡協議会」（佐賀、長崎、北九州）、「九州地区国立大学との合同進学説明会」（東京、広島、福岡）や、佐賀県及び近隣各県の高等学校へ学長等が出向き大学紹介を行う際にも周知を図っている。入学者に対するアンケート調査によれば、7割程度がアドミッション・ポリシーを理解していることから、その公表、周知の効果が現われている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-1① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学士課程では、各学科・課程のアドミッション・ポリシーに沿って、一般選抜と特別選抜による多様な入学者選抜を実施している。

一般選抜では、学科・課程の求める人材像に応じて、大学入試センター試験科目及び個別学力検査等の成績、面接、調査書等によって選抜している。

特別選抜では推薦入学、帰国子女、社会人、佐賀県推薦入試、AO入試、私費外国人留学生選抜及び3年次編入学（一般選抜、推薦入学、外国人留学生特別選抜）による多様な入学者選抜を実施している。また、医学部医学科においては、佐賀県内の高等学校卒業見込者を対象とする地域枠の設定や佐賀県推薦入試を行い、佐賀県の医療に貢献する人材の受入を図っている。

実施に当たっては、特別選抜の推薦入学では科目試験のみでは評価しにくい能力や熱意等を問うために、小論文、面接、実技検査、調査書、活動歴等報告書等による選抜を行っている。例えば、文化教育学部（音楽選修、健康福祉・スポーツ選修（スポーツ分野））では、平成21年度入学者選抜からAO入試を導入し、

調査書、自己推薦書、小論文、面接、実技検査等を総合して選抜している。

大学院課程においては、各専攻のアドミッション・ポリシーに沿って、一般選抜、社会人特別選抜、推薦による選抜、外国人留学生特別選抜、現職教員等の選抜が実施されており、それぞれの選抜に応じて、学力検査（外国語科目、専門科目）、面接、口述試問及び書類審査等を組み合わせ、総合的に判定を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

学士及び大学院課程において、外国人特別選抜、社会人特別選抜が実施され、また、学士課程では3年次編入学が実施されている。

外国人特別選抜は、学士課程では、大学入試センター試験を免除し、成績証明書、日本留学試験やTOEFLの成績及び面接等の学力検査を併用し、大学院課程では、志望理由書、学力検査（英語、基礎、専門科目等）、口頭試問、推薦書等により総合的に判定されている。

社会人特別選抜は、学士及び大学院課程ともに、総合問題や面接、志望理由書等により、社会人としての経験を加味した能力等を判定している。

3年次編入学は、高等専門学校、短期大学又は専修学校などの卒業生を対象に、一般選抜（学科・課程の特性に応じた学力検査等の成績、面接、調査書等によって選抜）及び推薦入学（推薦書、小論文、面接、調査書等によって選抜）を行っている。

秋期入学制度（10月入学）は大学院工学系研究科博士前期課程及び後期課程において、また、農学研究科修士課程において実施されており、戦略的国際人材育成プログラム、地球環境科学特別コースが設けられている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜の実施・運営は、学長を委員長とする入学試験委員会が掌理し、入学者選抜の基本的事項及び実施に関する重要事項、大学入試センター試験の実施に関する基本的事項、入学試験の運営に関する重要事項等を審議するとともに、その下に置かれた個別学力検査等問題作成・答案採点等専門委員会、合否判定処理システム専門委員会、面接・実技等専門委員会の各専門委員会が各部局の入試委員会と連携して学力検査等の問題作成から判定資料作成までの業務を分掌している。また、入学者選抜方法等の企画・立案等については、アドミッションセンターの入学者選抜方法等専門委員会で審議されている。

学士課程の入学者選抜の実施に際しては、学長を本部長とする入学試験実施本部を設置し、各試験場に試験場本部を置き、学部長を責任者として実施している。合否判定は、入学試験委員会の下に置かれた専門委員会が作成した資料に基づいて、教授会の議により行われている。

大学院課程の入学者選抜の実施は、研究科ごとに研究科長を総括責任者とし、実施責任者や担当委員等を定めた体制により実施している。合否判定は、研究科ごとに担当の委員会が作成した資料に基づいて、研究科委員会の議により行われている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

アドミッションセンター運営委員会の下に入学者選抜方法等専門委員会を置き、入学者選抜方法等に関する調査・研究を行い、個別学力検査等の内容及び在り方と改善方策を検討している。また、佐賀県高等学校長との連絡会、高等学校進路指導教員との連絡協議会（佐賀、長崎、北九州）や、九州地区国立大学・高等学校連絡協議会において、高等学校側の入試に関する意見を集約している。

検証した結果は、①医学部医学科推薦入試において、平成17年度入試から地域枠を、平成20年度入試から佐賀県推薦入学特別選抜を導入、②医学部医学科のセンター試験の理科において、平成18年度入試から物理・化学・生物の3教科を課すことを実施、③経済学部及び医学部看護学科の推薦入試において、募集人員を平成20年度入試から改定、④文化教育学部において、AO入試を平成21年度入試から導入する等、入学者選抜の改善に役立てている。さらに、平成20年度入試から個別の入学試験問題について検証を行い、その結果を入学者選抜の改善に役立てている。

大学院課程においても入学者選抜の検証・改善に取り組んでおり、工学系研究科では、平成19年度入試から、これまでの志願者数の状況等を踏まえて博士前期課程の一部専攻の募集人員を改定している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成17～21年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成18年4月に改組された農学部については、平成18～21年度の4年分、農学部（3年次編入）については、平成20～21年度の2年分、また、平成20年4月に改組された医学系研究科（博士課程）は平成20～21年度の2年分。）

〔学士課程〕

- ・ 文化教育学部：1.07倍
- ・ 文化教育学部（3年次編入）：1.04倍
- ・ 経済学部：1.11倍
- ・ 医学部：1.00倍
- ・ 医学部（3年次編入）：0.92倍
- ・ 理工学部：1.08倍
- ・ 理工学部（3年次編入）：0.94倍
- ・ 農学部：1.09倍
- ・ 農学部（3年次編入）：1.25倍

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：1.36倍
- ・ 経済学研究科：1.49倍
- ・ 医学系研究科：1.03倍
- ・ 農学研究科：1.00倍

〔博士前期課程〕

- ・ 工学系研究科：1.13倍

佐賀大学

〔博士後期課程〕

- ・ 工学系研究科：1.21 倍

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：1.03 倍

教育学研究科、経済学研究科については、入学定員超過率が高い。なお、経済学研究科では、平成 18 年度に 2.00 倍であった入学定員充足率が年々低下し、平成 21 年度には 1.12 倍になっている。また、教育学研究科では、研究科の改組を視野に入れた入学定員の見直しを検討している。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

- 5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

当該大学は、佐賀大学憲章に基づく佐賀大学中長期ビジョンにおいて「学生の成長と未来を支える教育」として21世紀における知的基盤社会を支える豊かな教養と専門性を兼ね備えた市民を育成するための教育を目指している。教育課程は学則に基づき、教養教育科目及び専門教育科目により編成されている。教養教育科目は1年次に履修する大学入門科目、1、2年次に修得する共通基礎教育科目（外国語科目、健康・スポーツ科目、情報処理科目）、及び主題科目に区分される。主題科目は、幅広い知識と教養の修得を目指し、分野別主題科目（第1～第6分野）と共通主題科目からなり、コア授業、総合型授業及び個別授業により構成している。コア授業として、その分野の科目群の中心的な科目を指定することにより、自由選択を基本としつつ、教養教育の体系化を図っている。総合型授業、個別授業の両方を履修できるようカリキュラムが組み立てられており、専門教育と並行して教養教育を履修できるよう1～4年次に担当している。

専門教育科目は、学位規則に定められた「授与する学位」に応じて、専門基礎科目、専門科目等から構成される。4年一貫教育（医学部医学科は6年一貫）を原則として、1～2年次には基礎学力・基礎知識の修得のため専門基礎科目、2～3年次には専門的な講義、演習、実験、4年次にはそれらに加えて卒業

研究・ゼミを課し、次第に専門性を高めるよう配慮されている。専門基礎科目は、講義・演習・実験・実習を通じて、専門に関する基本的知識及び分析方法と総合能力を養う科目とし、専門科目は、各学部の教育の理念・目的に即して構成され、適切に配置されている。また、専門教育における他学科及び他学部との連携を図るために、専門教育科目に自由選択科目等を設定するなどの配慮がなされている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

当該大学は、カリキュラムの改革を進める上で、社会経済の動向や社会のニーズを踏まえることの重要性、これから向かう知識基盤社会へ対応する教育改革の重要性を謳っている。その一環として、学生の多様なニーズに配慮し、学内開放科目として他学部の提供する授業科目を専門教育科目又は教養教育科目として履修した場合、学部が定める上限に応じて卒業要件単位に換算している。また、他大学と単位互換協定等を締結し、各学部が定める互換可能な科目について単位認定しており、平成20年度には、県内の大学・短期大学が加盟する「大学コンソーシアム佐賀」による単位互換制度が開始された。このコンソーシアムの活動を基盤として取り組む「知の拠点として地域をリードする大学間教育ネットワーク推進事業」が平成20年度文部科学省「戦略的大学連携支援事業」に採択されている。

また、平成15年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に採択された「市民参画「佐賀環境フォーラム」プロジェクト」では、学生と市民が共に学び、体験し、議論し、考察するという基本理念に基づいて、当該大学教員と学外講師（市民・企業・行政）によるオムニバス形式の講義、佐賀の豊かな二次的自然を体感する体験学習、自らの問題意識に基づいた調査・研究（ワークショップ）を実施し、支援期間終了後もワークショップ活動を通して市民と学生が協同して地域の様々な環境活動を展開し、「エコアクション21」との連携による環境教育も実施されている。さらに、平成17年度文部科学省特別教育研究経費（教育改革）「地域創生型学生参画教育モデル開発事業」を引き継いだフィールド型の教養教育科目や専門教育科目等、多様なプロジェクトやプログラムを設けている。

インターンシップも学部・学科等における教育の目的に応じて授業科目として開設されている。

転入学・転学部（転学科、転課程）制度は学則に基づき制度化されており、さらに、経済学部を除く4学部においては編入学の制度を設け、高等専門学校や短期大学を卒業した者等が3年次へ編入学できる。

学士課程と修士（博士前期）課程教育と連携を図るために、学部及び大学院学生が相互に単位を修得できるよう配慮がなされている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

授業時間外の自主的学習を促すため、シラバス作成に関する要項を制定し、「学生に授業計画を周知し、学習計画を立てさせる」ことを一つの目的としてシラバスの作成を行っている。シラバスはオンラインで閲覧する事ができ、授業の目的・計画や自主学習を促すための課題等が記載されている。授業科目ごとに予習・復習に費やした時間については、学生による授業評価によって調査し、その結果を踏まえて、平成22年度からラーニングポートフォリオの導入を決めている。

履修する単位数の上限設定を、学部における教育の目的に応じて、集中講義による授業科目や教員免許

及び資格取得のための授業科目については例外とし、一学期に25単位程度と定めている。さらに、成績評定平均値に関する規程により、GPA制度を導入して、学修指導計画を学部ごとに策定し、GPAに基づいて担任教員による履修指導、成績優秀者の表彰、成績不振者への注意喚起等を行っていることは注目される。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

教養教育課程及び専門教育課程において、それぞれの教育目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態を組み合わせるとともに、少人数授業やICTを活用した授業科目が設定されている。後者についての実施例として、平成16年度文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択された「ネット授業の展開」では、教養教育におけるネット授業開講科目の拡大を目的とし、平成18年度に前・後期併せて17科目開講し、支援期間終了後もネット授業を継続している。平成20年度文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」に採択された「創造的人材育成～誰でもクリエイター～」では、全学部の学生を対象に、それぞれの専門分野の知識・技術に加えてデジタル表現技術を身につけ、これからの高度情報化社会を創造できる人材を育成することを目的として特色ある取組を展開している。平成20年度教育GP「実践臨床医養成への問題基盤型学習の実質化」では、6年一貫の臨床実習、問題基盤型学習と症例基盤型学習のハイブリッド、学習者・教育者への支援環境の整備を進めている。これらの活動を通して、学習指導法の研究開発に取り組み、効果的な学習がなされるよう工夫されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは全学的に統一した様式により、すべての授業科目について公開することを中期目標・計画に定め、ウェブサイト上の教務情報事務システムに掲載している。オンラインシラバスは、シラバス作成に関する要項に基づき、シラバス作成の目的を明確にし、「講義概要（開講意図・到達目標等含む）」、「授業計画」、「成績評価の方法と基準」、「教科書・参考図書」、「履修上の注意」等の項目を記載している。

シラバスの参考度については、在校生を対象としたアンケートによれば、シラバスはおおむね科目選択の参考になっている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等を進めるため、「学生に授業計画を周知し、学習計画を立てさせる」ことをシラバス作成の目的の一つとして実施し、学長はじめ各教員がオフィスアワーを設け、学生の自主学習の助言・指導に取り組んでいる。

また、各学部において自学自習のための演習室等を整備するとともに、図書館では夜間開館を行い、グループ学習室、マルチメディアルーム、リスニングルーム及び閲覧個室等の自習室を設置し、総合情報基盤センターでは、講義を除く時間帯でセンター内の端末を開放するなど、自学自習条件を整備している。

基礎学力不足の学生に対しては、平成18～19年度に入学前の全学部の新入学生を対象とした「リメディアル物理」を試行し、平成20年度は文化教育学部の授業科目を中心に、数学、物理等の補習授業を開講するなど、理数系のリメディアル教育に取り組んでいる。また、チューター（担任）制度に関する実施要項を制定し、チューター（担任）を介して基礎学力不足の学生に配慮できる体制を整えている。

e ラーニングスタジオにおいても、ICTを活用した自学自習用コンテンツを配信し、基礎学力不足の学生に配慮した取組を行っている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価基準及び卒業認定基準は、学則及び成績判定等に関する規程等において定めている。

成績評価は、成績評価基準等の周知に関する要項に基づき、オンラインシラバスに各科目の成績評価基準を明記し、学生に周知するとともに、その基準に沿って、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等を総合的に判断して秀、優、良、可、不可の評語により行っている。

卒業認定は、学則に基づき学部規則に定められており、定められた卒業の要件に基づき、教務委員会で事前に審査し、教授会の議を経て認定されている。

学則等に定める成績評価基準及び卒業認定基準は、オンラインシラバスへの掲載、オリエンテーション、学科・課程ごとのガイダンス等により学生に説明されており、これらの基準は、アンケート調査結果によれば、よく周知されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

授業担当者による試験問題と解答例の開示方法は、教務情報事務システム上に示すこととされており、さらに、担当者には試験問題や答案を保存するよう指示されている。成績判定は、成績判定等に関する規程により行い、成績評価の異議申立てに関する要項を制定し、成績評価に疑問のある学生は担当教員に申し出て、答案、レポート等を閲覧できることとしている。学生が成績評価への質問又は異議を担当教員に申し出た場合、学生と担当教員との間で協議を行い、成績評価に対する疑義を解消するようにしている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学院学則において教育課程の編成方針は大学院設置基準に沿って定められている。各研究科は研究科規則に定めた教育の目的に沿って、大学院学則に定める教育課程の編成方針、及び各研究科の履修規則に則り、大学院学生が専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得できるよう、免許状の取得に係る授業科目を含めた必修科目や選択科目などの専門科目を適切に配置している。

例えば、医学系研究科修士課程には医科学専攻が置かれており、その教育目的は「医学以外の多様なバックグラウンドを持つ学生を受け入れ、医学の基礎及びその応用法を体系的・集中的に修得させることにより、医学、生命科学、ヒューマンケアなど包括医療の諸分野において活躍する多彩な専門家を育成することを目的とする」とされている。この目的に沿って授業科目には「臨床医学概論」、「医療科学研究法」（医療科学系コース）、「総合ケア科学概論」（総合ケア科学系コース）などが必修科目として、また、「障害者・高齢者支援にみる差別と偏見」、「対人支援技術特論」、「高齢者・障害者生活支援特論」、「地域医療科学特論」などが専門選択科目として設けられていることは注目される。

さらに工学系研究科では、すべての専攻に必要な内容を学ぶ研究科共通科目「科学英語特論」、「科学技術者倫理特論」が設定されている。また、各専攻においても、全学生が基礎的な内容を学ぶ基礎教育科目が設定され、専門教育科目と併せて体系的な教育課程が編成されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

大学院教育課程は各研究科、専攻、コース等の目的に沿って、教員の専門分野、研究活動の内容、社会的なニーズを踏まえた内容の授業科目を配置している。

例えば教育学研究科では、平成19年度文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に採択された「発達障害と心身症への支援に強い教員の養成－文化教育学部・医学部附属病院連携による臨床教育実習導入とカリキュラム開発－」により、医学部附属病院小児科との協働を基軸に、県・市教育委員会と連携し、臨床教育実習と臨床教育演習を並行させることにより、理論と実践を統合した教育を展開し、大学院教育実習等、質の高い指導力と対応力を有する教員の養成を行っていることは注目に値する。

医学系研究科では、全国でもユニークな取組として、高齢化社会における包括医療のニーズに対応するための医科学専攻の教育課程に総合ケア科学系コース（修士課程）及び総合支援医科学コース（博士課程）を設置し、新分野の開拓を目指す学生及び社会の要請にこたえる教育課程を編成していることは特筆すべきことである。

工学系研究科では、自己啓発と学際的総合能力を養うための「総合セミナー」、複数の教員が一定の期間、専攻・大講座の枠を越えてチームを組織し、特定プロジェクト研究を行う「特定プロジェクトセミナー」等の授業科目を開設している。

農学研究科の必修科目「作物生態生理学特論」では、佐賀県農業試験研究センター、佐賀県果樹試験場、九州電力生物資源研究センター等を訪問・見学し、各訪問先で各専門分野の最前線で活躍中の研究者から、生物資源の意義と、生産性の向上、豊かな地域環境の整備などに関する幅広い知識を受講している。本科

目の中で農業における栽培植物に関する研究の位置付けを明確にして、農学研究職に対する認識を深め、高度専門職業人としての就職意欲を高めようと意図している。

大学院博士前期／修士課程においては、工学系研究科6専攻、農学研究科2専攻で教育と研究指導が行われる「地球環境科学特別コース」が設置されており、外国人学生が日本語の障壁なく教育を受け、研究に取り組めるよう英語による授業が開設されていることは注目される。

また、平成21年度文部科学省「組織的な大学院教育改革推進プログラム（大学院GP）」に「高度な農業技術経営管理者の育成プログラム」が採択されている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

各研究科において、履修モデルを作成・提示し、授業科目の単位修得に係る指導が行われている。また、シラバス作成に関する要項を定め、オンラインシラバスに履修上の注意や学習の課題を記載し、大学院学生の自主学習を促している。

授業科目ごとに予習・復習に費やした時間については、学生による授業評価を実施するとともに、修了予定者アンケートにより調査している。その結果では研究科によって多少の差はあるが、修士・研究論文の調査、実験等に最も多くの時間が費やされており、授業と授業の予習復習に費やされるトータルの時間と同等かやや上回っている。

GPA制度は、成績評定平均値に関する規程に基づき導入されており、「GPAを用いた学修指導計画」が策定されている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

各研究科が定める教育の目的に沿って、各専攻の特性に応じた授業形態がとられているが、医学系研究科博士課程を除いて、全般的に講義、演習の比率が高くなっている。大学院課程の授業科目は、基本的に少人数教育となっており、対話・演習型など学習指導法が工夫されている。

特徴的な学習指導法として、教育学研究科における、学校での学習や集団行動に特別な支援を必要とする小中学生を大学に招き、得手不得手を把握した上で、指導を実践する「臨床教育実習」、医学系研究科における、研究を行うために必要な研究デザイン（課題の抽出・設定、仮説・立証計略の立案、方策・方法の考案、手順・計画設計など）の理論と研究実践の技術等を学ぶ「研究法」及び「研究実習」等、工学系研究科における、英語で授業が行われる「国際パートナーシッププログラム」、及び、延世大学、アジア工科大学等国外大学の学生と当該大学学生が共同でプログラム開発するセミナー形式の授業、「戦略的国際人材育成プログラム」の取組などが挙げられる。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバス作成に関する要項に基づき、シラバス作成の目的を明確にし、「講義概要（開講意図・到達目

標等含む。)、 「授業計画」、 「成績評価の方法と基準」等の項目を記載したシラバスを、全学統一様式により、すべての授業科目について作成し、教務情報事務システム上に掲載している。在校生を対象としたアンケートによれば、授業科目の選択におけるオンラインシラバスの参考度は、おおむね平均3点（5段階評価）以上である。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

社会人学生の勤務形態などに配慮して大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置を教育学研究科、経済学研究科及び医学系研究科において実施し、夜間における授業を行っている。特に経済学研究科では、夜間に実施する授業科目のみで修了に必要な単位を修得できるよう、VI校時（18時から19時30分）、VII校時（19時40分から21時10分）に授業が行われ、この時間帯に研究指導が行われている。

医学系研究科では、教室に授業撮影用のカメラを設置し、各授業科目を収録、編集してDVDを作成し、社会人学生等の希望学生に対して貸し出している。また、収録した授業内容（講義内容）については、医学部のウェブサイトを活用してeラーニングによる配信を行っている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

大学院学則及び各研究科規則に則り、大学院における研究指導計画に基づく研究指導実施要領を定め、研究指導教員は、学生ごとに研究指導計画の作成、研究指導実施経過、研究指導の点検・評価を行い、研究の中間報告会の開催や各学生の研究に対する助言を通して、計画に沿った研究及び論文作成に係る指導を実施するとともに、その過程を研究指導実施報告書としてまとめている。

経済学研究科では研究指導又は修士論文執筆の指導を複数の教員で実施している。1年次の4月に修士論文の第一次的な題目を提出させ、動機付けを行い、「基礎研究Ⅰ」、「基礎研究Ⅱ」で2専攻のそれぞれの主たる教育目的を体現した科目、「共通科目」（英語、データ処理）を履修させ、分析のためのツールの学修をさせている。2年次で、「総合セミナー」において、複数教員により修士論文作成の基礎と要領を指導し、論文の中間的発表を行わせ、討議を行い、加えて、より実践的な問題を考察させる科目として「フィールドワーク」を設けている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

大学院における研究指導計画に基づく研究指導実施要領に基づき、学生ごとに作成した研究指導計画に沿って、主研究指導教員が主体となり研究テーマの決定から論文作成までの指導を行っている。副指導教員を置き、複数の教員で指導を実施している研究科もある。

また、ティーチング・アシスタント実施要項を改正するとともに、ティーチング・アシスタント運用要領を制定して、TAとしての活動を通して、大学院学生の教育・指導力の訓練を行うとともに、「TA実施報告書」及び「研究指導の実施に関する報告書」を大学教育委員会へ提出し、TA訓練の向上に努めている。RAについては、リサーチ・アシスタント（RA）実施要項を制定し、RAの採用・活用を行うとともに、RA実施報告書が提出され、改善に努めている。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

大学院学則第50条、学則第22条に基づいて、成績評価は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表われ、秀・優・良・可を合格、不可を不合格としている。

修士課程の修了認定要件は、大学院学則により、2年以上の在学、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することと定めている。

博士課程の修了認定要件は、大学院学則により、3年以上の在学、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することと定めている。医学系研究科の博士課程の修了認定要件については、大学院学則により、4年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することと定めている。

これらの成績評価や修了認定の基準は、入学時の大学院オリエンテーションで配布する学生便覧に掲載されており、専攻ごとのガイダンス等で大学院学生に周知されている。授業科目ごとの成績評価基準は、各科目のオンラインシラバスに明記され、その基準に沿って成績評価が行われている。これらの基準はアンケート調査の結果、十分周知されていることが示されている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位論文審査の手続きに係る事項は大学院学則、学位規則及び各研究科規則に定められ、学位論文に係る評価基準は、履修案内等に掲載し、周知が図られている。学位論文の審査に当たっては、研究科委員会において、学位論文提出の資格要件審査、提出論文の要件審査、審査員の選出を行い、審査員による公開審査及び最終試験の結果報告を受けて、学位授与の可否を研究科委員会で決定している。学位論文審査員は、研究科委員会が研究科の教員の中から3人以上選出し、うち1人を主査としている。必要があるときは、研究科委員会の議を経て、研究科委員会の構成員以外の者を審査員に加えることができるようになっている。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

各研究科において、成績評価の異議申立てに関する要項に基づき、成績評価に疑問のある学生は担当教員に申し出て、答案、レポート等を閲覧できるよう配慮している。本要項に基づき、学生が成績評価への質問又は異議がある場合、担当教員に申し出て、学生と担当教員との協議によって成績評価に対する疑義を解決している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- GPA制度を導入して、学修指導計画を学部ごとに策定し、GPAに基づいて担任教員による履修指導、成績優秀者の表彰、成績不振者への注意喚起等が行われている。
- 医学系研究科では、高齢化社会における包括医療のニーズに対応するための医科学専攻の教育課程に総合ケア科学系コース（修士課程）及び総合支援医科学コース（博士課程）が設置されている。
- 2研究科（工学系研究科、農学研究科）が共同で教育と研究指導を行っている「地球環境科学特別コース」が設置されており、外国人学生が日本語の障壁なく教育を受け、研究に取り組めるよう英語による授業が開設されている。
- 平成20年度文部科学省教育GPに採択された「創造的人材育成～誰でもクリエイター～」では、専門分野の知識・技術に加えてデジタル表現技術を身につけ、これからの高度情報化社会を創造できる人材を育成することを目的として特色ある取組を展開している。
- 平成20年度文部科学省教育GPに採択された「実践臨床医養成への問題基盤型学習の実質化」では、6年一貫の臨床実習、問題基盤型学習と症例基盤型学習のハイブリッド、学習者・教育者への支援環境の整備を進めている。
- 平成15年度文部科学省特色GPに採択された「市民参画「佐賀環境フォーラム」プロジェクト」では、学生と市民が共に学び、体験し、議論し、考察するという基本理念に基づいて、当該大学教員と学外講師（市民・企業・行政）によるオムニバス形式の講義、佐賀の豊かな二次的自然を体感する体験学習、自らの問題意識に基づいた調査・研究（ワークショップ）を実施し、支援期間終了後もワークショップ活動を通して市民と学生が協同して地域の様々な環境活動を展開している。
- 平成16年度文部科学省現代GPに採択された「ネット授業の展開」では、教養教育におけるネット授業開講科目を拡大し、支援期間終了後もネット授業を継続して実施している。
- 「大学コンソーシアム佐賀」の活動を基盤として取り組む「知の拠点として地域をリードする大学間教育ネットワーク推進事業」が平成20年度文部科学省「戦略的大学連携支援事業」に採択されている。
- 平成19年度文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に採択された「発達障害と心身症への支援に強い教員の養成－文化教育学部・医学部附属病院連携による臨床教育実習導入とカリキュラム開発－」では、医学部附属病院小児科との協働を基軸に、県・市教育委員会と連携し、臨床教育

佐賀大学

実習と臨床教育演習を並行させることにより、理論と実践を統合した教育を展開している。

- 平成 21 年度文部科学省大学院GPに「高度な農業技術経営管理者の育成プログラム」が採択されている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

教育の達成状況は、単位修得状況、卒業論文（学位論文）、卒業（修了）状況、資格取得状況、就職状況などの指標や、学業の成果に関する在校生、卒業・修了予定者を対象とした各種アンケート及び就職先関係者からの評価などのデータを基に、各部局の教務委員会、FD委員会等の組織で分析、検証し、さらに、各部局及び大学の自己点検・評価体制により評価を行っている。これらの検証・評価結果は「部局評価の自己点検・評価報告書」及び「法人評価に関する自己点検・評価報告書（現況調査表等）」として公表されている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成20年度の単位修得の状況は、学士課程では教養教育科目83%、学部専門教育科目は文化教育学部89%、経済学部76%、医学部98%、理工学部77%、農学部88%、大学院課程では教育学研究科97%、経済学研究科100%、医学系研究科78%、工学系研究科92%、農学研究科98%となっている。平成20年度の標準修業年限内卒業（修了）率は、学士課程で78%、大学院修士・博士前期課程で90%、大学院博士・博士後期課程で57%である。平成20年度の国家試験合格率は、医師87%、看護師98%、保健師100%、助産師100%である。

卒業論文、修士論文の内容・水準については、各学部及び研究科規則に基づき、教授会及び研究科委員会で審議し、認定を行っており、博士課程の学位論文については、学位規則に則って審査されている。

学生による学会発表・論文発表等には、査読付きの学術誌での論文掲載、学術奨励賞の受賞など、教育の成果や効果を示す研究活動の実績がある。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学生による授業評価をはじめ、学生が身に付けた資質、能力を検証・評価するため、様々な調査が実施されている。学生による授業評価は、大学院課程を含め、すべての授業科目を対象として実施され、平成20年度の実施率は、学士課程89%、大学院課程79%である。「学生による授業評価報告書」によれば、平成20年度の授業満足度は、5段階評価で、学士課程では、3.45～3.91、大学院課程では、3.92～4.83で

ある。

卒業・修了予定者を対象として卒業・修了時に習得した知識・技能等を尋ねる共通アンケート等を実施し、教育の成果や効果の検証・評価に取り組んでいる。その結果によれば、「専門的な知識や技能」、「就職に結びつく技能」、「分析し批判する能力」等、大学教育又は大学院教育を通して習得した知識・技能等は、すべて5段階評価で平均3.0以上の水準となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成20年度卒業（修了）者のうち、学部卒業者の67.3%、大学院修了者の79.1%が就職している。就職先の主な業種は、国家公務員・地方公務員（学部卒業者69人／大学院修了者6人）、教育・学習支援（86人／33人）、医療福祉（69人／26人）、製造業（191人／151人）、情報通信業（92人／13人）等となっている。医学部の場合、就職を希望する卒業生の100%が医療職に就いている。大学院進学率については、学部卒業生全体の23.7%であるが、理工学部では、卒業生のうち45.6%が進学している。大学院修了者の進学率は全体の5.8%である。就職・進学先は学部・研究科の教育目的に掲げる専門領域の特性に応じたものとなっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

各学部、研究科では、教育の目的等に応じて、小中学校の教員、企業、病院等を対象としたアンケートを実施し、関係者から聴取した意見に基づいて、教育の成果や効果を検証・評価している。例えば、農学部では、農学部卒業生の就職先企業に対して「専門基礎の知識や能力について」、「職場環境への適応」等に対するアンケートを実施し、良好な評価が得られている。他学部の調査からも同様の評価が得られている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学士課程では、学部、学科・課程ごとに新入生オリエンテーションを実施し、履修案内、シラバス、時間割表、履修モデル、GPA制度等の資料を配布するとともに、教育目的、学習内容の概要、履修方法等について説明を行っている。さらに、医学部、農学部では、年次又は学期ごとに授業科目や専門・専攻選択の際のガイダンスを実施しているほか、理工学部では、卒業研究に関するガイダンスを3年次後期に開催している。また、大学入門科目等の講義の中で、今後の選択の参考になる指導やアドバイス等が行われている。

大学院課程においては、専攻ごとに新入生オリエンテーションを実施し、教育目的、コース別の履修モデルや研究計画及び学位審査に関する説明等のガイダンスを実施している。これらのガイダンスにより、学生は各教育課程の理解を深め、履修選択や履修手続き、学習・研究活動等を円滑に行っている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

副学長を室長とする学生支援室に、学習支援部門、健康・生活支援部門及び課外活動支援部門を設置し、学生支援室連絡会議を開催するとともに、各種調査の結果に基づき、学習支援に関する学生のニーズの把握に努めている。

平成15年度から各学部学生と副学長、教員及び学務部職員が参加する「どがんね、こがんよ、学生懇談会」を開催して、学生からの質問や要望を収集し、回答をウェブサイトで公開している。平成16年度からは、学生なんでも相談窓口、平成17年度からは、学生相談室を設け、学生の相談に応じている。さらに平成20年度から、教育・学生生活支援等の改善に学生の意見、要望等を反映させることを目的とした「学生モニター制度」を設け、副学長が積極的に学生の意見を聴取する取組を始めている。留学生に対しては、生活実態調査の実施、留学生懇談会の開催等により留学生のニーズの把握に努めている。

全学的に、役員・教員のオフィスアワーを導入し、ウェブサイトで周知して活用を図るとともに、教員によるチューター（担任）制度を採用し、学習に関する種々の問題等について、個別に相談・助言を行う活動が行われている。

卒業研究の着手やゼミの決定に際しては、各担当教員が学習相談・助言等を行っており、大学院課程においても、各指導教員が研究指導計画に基づく研究指導実施要領に沿って、研究テーマ・内容を踏まえた指導・助言等を行っている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

外国人留学生（学士課程 52 人、大学院課程 155 人、特別聴講学生等 88 人（平成 21 年 5 月 1 日現在））に対する学習支援組織として留学生センターを設置し、全留学生を対象とした「日本語総合コース」を開講するとともに、学士課程留学生には、教養教育科目として「日本語」を開設し、外国語の単位として認定している。また、留学生に指導教員及び学生チューターを配置し、学習支援等を行っている。

障害のある学生（平成 19 年度以降では 5～7 人在籍）に対しては、学生を対象とした学内公募によるノートテイクを採用し、聴覚障害のある学生に配置するとともに、教員は授業方法等の配慮を行っている。

社会人学生（学士課程 2 人、大学院課程 167 人（平成 21 年 5 月 1 日現在））について、教育学研究科では現職の学校教員の学生に対し、大学院設置基準第 14 条の教育方法の特例を適用している。また、経済学研究科、医学系研究科においても同特例を適用し、社会人学生の実情やニーズに合わせて、夜間開講科目の実施や授業ビデオ及び e ラーニングの活用などにより学習支援を行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

各学部及び研究科に自習スペースや学生用ラウンジを設け、インターネットが利用可能なパソコンを設置することにより、学生が自主的に学習できる環境を整備している。総合情報基盤センターの演習室及び附属図書館もパソコンを利用した自主的学習環境として整備されており、学生に利用されている。また、授業時間外の教室も自習環境として活用しており、鍋島キャンパス（医学部）では、PBL 学習室（25 室）及び演習室（5 室）を夜間までグループ学習室として提供し、多くの学生に利用されている。また、教養教育運営機構には、語学の自主的学習のため、LL 教室、LM 自習室が設けられ、外国語学習システム（CALL システム）が整備されている。

研究科では、上記に加えて、研究指導担当教員の研究室等に個別の学習スペースを設け、自主的学習環境を整備している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生サークルは、大学公認団体として、平成 21 年 4 月現在で 101 団体あり、教員が各団体の顧問を担当している。また、自治活動等の総括団体として「校友会」が本庄キャンパスで、「学生会」が鍋島キャンパスで活動している。

学生の課外活動支援に関する全学的な検討・企画・調整等は、学生委員会が学生支援室（課外活動支援

部門)と連携して行い、毎年1回「サークル・リーダーシップセミナー」を開催している。サークル活動支援施設として、本庄キャンパスに文化系及び体育系の各サークル会館を、鍋島キャンパスに課外活動施設を設置し、各サークルの要望に応じて、課外活動用の備品提供や施設整備による支援を行っている。また、学生センターのウェブサイトや大学案内等で、大学公認のサークル、ボランティア団体情報、外部からのボランティア依頼などの情報を提供し、学生に対しボランティア活動への参加を奨励している。

学生表彰制度を設けて、サークル活動やボランティア活動において顕著な活動や成績を修めた団体及び個人を表彰しており、平成20年度は学位記授与式に合わせて9人を表彰している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

学生支援室を中心に、各種調査、学生懇談会、学生なんでも相談窓口、学生モニター制度など、様々な取組により生活支援に関する学生のニーズを把握するとともに、学生の健康管理に関する専門的業務を行う施設として保健管理センターを設置し、本庄キャンパスに医師、看護師2人ずつ、鍋島キャンパスには分室として医師、看護師1人ずつを配置して、学生定期健康診断、健康相談、応急処置などに対応している。また、健康指導を行うとともに、心の悩みやハラスメント等の相談に対応し、学生のストレス解消を目的としたリラクゼーション・ルームを設置するなど、メンタルヘルスケア業務にも力を入れている。

さらに、学生の悩み相談に対しては、学生なんでも相談窓口に学生カウンセラー相談窓口を設け、非常勤の臨床心理士カウンセラー3人が学生の相談に応じている。これら相談窓口は、必要に応じて各学部の指導教員等に連絡を取り、指導教員と連携して学生の相談に対応している。特に、ハラスメントに関する相談は、ハラスメント防止規程に基づき、学内に18人のハラスメント相談員、特別相談員(非常勤、臨床心理士)を配置し、保健管理センターと連携して相談に対応している。

就職相談に対しては、キャリアセンターが中心となり、各部局の就職委員会と連携して就職相談を実施し、就職支援情報の提供を行うとともに、企業研究会、合同・個別会社説明会、エントリー対策講座、面接対策講座、就職活動の各段階に合わせたセミナー等を企画・開催し、就職支援を行っている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生に対しては、留学生センターが中心となり、『佐賀地域の留学生等に係る生活実態調査報告』などを参考に、生活支援を行っている。来日1年目の留学生には、春季外国人留学生オリエンテーションを開催しているほか、原則として日本人学生チューターを付け、日常生活の支援や役所等の諸手続き時に同行するなど、相談や支援に応じる制度を全学的に導入しており、平成20年度には161人の留学生に対して学生チューターによる支援が行われている。また、保健管理センターのウェブサイトに、英語、中国語、韓国語による説明文を掲載し、利便性の向上に努めている。

留学生の住居確保のために、国際交流会館に単身向け40室、夫婦向け3室、家族向け4室を設けているほか、留学生がアパート等へ入居する際に、副学長が保証人になることによって入居や転居をスムーズに行う支援を行っており、平成20年度は187人の留学生の保証を行っている。さらに、NPO法人「国際下宿屋」と連携して、安価で良質な下宿を斡旋していることは注目される。

慢性疾患（糖尿病、鬱病など）や障害のある学生に対しては、保健管理センターが継続的に学生の状況を把握し、チューター（担任）と連携して、学習支援を行うとともに、生活支援の助言・対応を行う体制を講じている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

学部及び大学院学生に対する経済面の援助として、入学料・授業料の免除、奨学金の斡旋、寄宿舍の整備が行われている。

(1) 入学料・授業料免除

当該大学の免除基準を満たした申請者に対し、別に定める免除総額の範囲内で一律に半額免除（平成20年度後期754人）とし、免除総額に残額が生じる場合は、経済的困窮度の高い者から順に全額免除（平成20年度後期34人）を実施している。社会人学生に対しては、長期履修を可能とするよう、授業料における優遇措置が定められている。

平成20年秋以降の急激な経済不況に伴い、平成20年度後期授業料未納者に対し納入期限の延長（2人に実施）、学資負担者の失業等を理由とした平成21年度入学料免除（2人）、及び授業料免除申請に対する学業基準の適用除外及び免除枠の拡大（14人）、さらに、内定取消を受けた学生が修業年限を超えて引き続き在学する場合の授業料免除（国立大学法人では初の措置）（2人）からなる緊急支援策を打ち出している。

(2) 奨学金

日本学生支援機構、地方公共団体及び民間団体による奨学金について周知徹底を図るため、申請の説明会や、採用決定後の自覚及び諸注意に関する説明会を複数回開催して申請の支援を行っている。平成20年度の奨学金受給者は3,937人（学生総数の53.9%）である。日本学生支援機構の家計急変並びに災害に伴う緊急・応急採用に関する募集についても周知徹底を図っており、数人が採用されている。留学生に対しては、当該大学の私費外国人留学生奨学金による支援とともに、他の奨学金制度の申請を支援・推進し、平成17年度から20年度にかけて、111人から129人の受給実績があり、注目される。

(3) 寄宿舍の整備等

学生寄宿舍については、収容人員100人の男子棟と50人の女子棟からなる楠葉(なんよう)寮を本庄キャンパスに隣接して設置し、1ヶ月5,300円の寄宿料で入寮要件を満たす学生に提供しており、満室の利用状況が続いている。

また、学生センターにおいて、アルバイトの紹介の支援を行っている。

これらの制度等の情報周知については、入学手続の書類とともに入学料・授業料免除や奨学金制度の案内、楠葉寮入寮案内を新入生に郵送して周知するとともに、これらの情報を掲載した学生便覧を入学時オリエンテーションで配布して説明している。さらに、これらの案内情報をウェブサイトに掲載し、折に触れて新たな情報等を学生掲示板に掲示し、周知を徹底している。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 留学生に対する奨学金制度や住居サポート制度等のケアが充実している。

基準8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、本庄地区、鍋島地区の2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は本庄地区 271,915 m²、鍋島地区 162,213 m²である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計 193,260 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

校舎には、講義室、演習室、実験・実習室、マルチメディア語学演習のためのLM教室、自習スペース、学生用ラウンジ及び研究室が設置されている。また、共通利用の施設として、附属図書館、総合情報基盤センター、保健管理センター、運動施設、課外活動施設、大学会館、食堂施設、宿泊施設が設置されている。

このように、当該大学は教育研究を遂行する上で必要な施設を設置し、施設・設備計画に沿って整備を進めており、これらの施設は設置目的に沿って授業や自習、課外活動に有効に活用されている。

バリアフリー化については、「キャンパス・ユニバーサルデザイン計画」に基づき、バリア調査図を策定し、スロープや手すりの設置、扉の改修、トイレの身障者対応化、駐車場や講義室での身障者用スペースの確保等、施設のバリアフリー化を計画的に進めている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

総合情報基盤センターによる情報化支援、機能的管理・運用により、学内の各建物及びキャンパス間のネットワークシステムを構築し、ほぼすべての教室・自習スペースに無線LAN局（約300機）及び情報コンセント（約980口）を設置し、当該大学独自開発の「Opengate」（ネットワーク利用認証システム）等を介して、学生・教職員がパソコンをインターネット接続できる環境を提供している。また、全学的に学生用パソコンを設置し、情報処理教育、専門教育、履修登録、文献蔵書検索など、授業・自習に活用している。附属図書館にも無線LAN局及び情報コンセントを設置し、学生・教職員がパソコンをインターネット接続できる環境を整備している。総合情報基盤センターに設置されたパソコン（325台）は、授業以外の時間帯には、学生の自主的な学習活動に利用でき、大学院学生のセンター相談員を配置して利用支援を行っている。

eラーニングを推進・支援する環境として、eラーニングスタジオを設置し、ネット授業コンテンツの制作と配信を行うシステムを整備しており、合計170以上のeラーニング科目・コースを提供している。

セキュリティ管理は、教職員向け情報セキュリティ及び情報リテラシー講習会の実施や情報倫理自習教材のオンライン提供等による啓発の取組とともにファイアウォールの設置・維持・監視、暗号化通信技術の導入、ユーザ認証の厳密化、学内外からの不正侵入への対策など、情報政策委員会が定めた情報セキュリティポリシーに基づき、必要なセキュリティ対策を講じている。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

附属図書館、総合情報基盤センター、保健管理センター、大学会館、体育施設、研修所等の設置目的及び管理運営を各規則等で明確に規定し、規則集ウェブサイトで公開・周知している。また、各施設の目的や利用方法を掲載した学生便覧や利用案内冊子を学生に配布し、新入生ガイダンスにおいて周知するとともに、各施設のウェブサイトや学生センターのウェブサイトにより各施設の利用案内を大学構成員に発信し、周知している。

平成19年度に地球環境戦略研究機関持続性センター（IGES-CfS）「エコアクション21」の認証を受け、キャンパス内のすべての施設・設備の運用にも係わる「佐賀大学環境方針」を定め、省エネルギー、安全衛生などの環境マネジメントの取組を全学的に推進していることは注目される。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館の施設は、本庄キャンパス本館（5,332 m²）及び鍋島キャンパス医学分館（1,769 m²）で構成されている。館内には、閲覧スペース、書架スペース、一般・集密・貴重書庫スペース等があり、閲覧個室、グループ学習室及びLIL室など目的に応じた利用環境を提供している。自動入退館システム、図書自動貸出返却装置、利用者用パソコン等を備え、閲覧座席数は本館573席、医学分館136席の合計709席がある。利用時間は、本館では特定の休館日を除いて、土・日・祝日も開館し、授業期、休業期の平日は9時から20時まで（試験期の平日は9時から21時まで）であるが、閲覧・学習等の入館利用は本館では、教職員を対象に、医学分館では学生・教職員を対象に24時間利用可能である。

蔵書数は図書が約709,000冊、雑誌が約11,000種で、各教育研究分野の図書（視聴覚資料を含む）、国内外の学術雑誌、大学論文集、紀要を系統的・機能的に整理している。また、図書、学術雑誌、電子ジャーナル等を含む蔵書データベースを維持管理し、所蔵・配置等の最新情報をウェブサイト上で公開している。

教育研究用図書・雑誌の整備については、専門委員会を置いて蔵書整備計画に基づく収集を進めるなど、計画的な整備体制を整えている。シラバスに掲載された参考図書及び教員により推薦された図書についても、計画的・系統的に収集している。さらに、学生に対するオリエンテーション等において希望図書のリクエスト制度の周知を図るとともに、学生を公募して選出した学生選書委員会による選書ツアー等の活動を通して、蔵書構築及び図書館サービスに学生の意見を取り入れているが、学生用図書の一層の充実が望まれる。

電子ジャーナルについては、学内アンケートや利用調査等を踏まえ、整備方針に基づいて整備を行っており、約5,600種の電子ジャーナルへのアクセスが可能である。

これらの利用実績としては、年間で本館と医学分館併せて500,000人以上が入館し、約34,000冊の館外

佐賀大学

貸し出しがある。電子ジャーナルの年間のアクセス件数は129,000件を超えている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成19年度に「エコアクション21」の認証を受け、「佐賀大学環境方針」に基づいて、施設・整備の運用を含めた環境マネジメントの取組を全学的に推進している。

【改善を要する点】

- 学生用図書の一層の充実が望まれる。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

学務部が管理する教務情報事務システムにより、学生の成績、学生の履修登録状況、学籍管理、職員情報、シラバス、授業評価及び教員による授業点検・評価データなど大学全体の教務データを管理・蓄積している。個々の教員の教育活動データについては、大学評価の実施に関する規則に基づき、教員の個人評価や部局の自己点検・評価に活用しており、また、大学情報基礎データベースシステム管理規程を定め、個々の教員が行う授業改善、研究指導の実績を含めた教育活動データを収集・蓄積している。これらのデータは、大学教育委員会と高等教育開発センターが連携して、毎年度の『教育活動等調査報告書』として取りまとめている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生の意見聴取は、「どがんね、こがんよ、学生懇談会」、「学生なんでも相談窓口」、「学生モニター制度」、「オフィスアワー」、「チューター（担任）制度」等により継続的に取り組むとともに、「授業改善学生会議」等の企画を通じて直接意見を聴取している。また、すべての授業科目を対象とした学生による授業評価や、在校生、卒業予定者を対象とした満足度、到達度、学習環境等に関するアンケート調査が実施されている。

特に、学生による授業評価については、部局ごとの評価結果の分析による検証、改善に向けた課題などを「授業評価・改善の実施に関する報告書」として取りまとめ、教育改善に活かしている。さらに、授業評価結果を用いた授業改善実施要領を定め、授業評価の結果に基づき各授業担当教員が評価結果の検証と改善目標を記載した授業点検・評価報告書を作成し、授業改善に活かしている。

これらの意見、調査結果、評価結果は、大学教育委員会、高等教育開発センター、各部局・研究科において「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」により、検討・審議されている。この過程で、教職員からの意見を反映して立案された改善策が各教育組織、教員によって実行されている。具体的事例としては、「教養教育の主題科目は、抽選制度などのため受けない科目が受講できない場合がある」、「eラーニングなどインターネット授業を充実して、希望すれば受講できる授業を増やしてほしい」、「学生が取りたい授業が取れるようにしてほしい」（第8回、平成19年11月）に対して、eラーニング授業を増設するとともに、平成20年度から、インターネットを利用した遠隔授業システムを稼働し、平成21年度前期教

養教育科目で9科目開講している。また、「社会の現状として障がい者に対して理解がない」、「教養教育に障がい者に対する教育を取り入れてほしい」（第8回、平成19年11月）という意見に対して、平成20年度に、教養教育科目「社会生活行動支援概論」をインターネット遠隔授業により両キャンパスで開講するとともに、平成21年度から教育改革事業「障がい者の就労支援に関する高等教育カリキュラムの開発―障がい者就労支援コーディネーター養成―」により、体系化した教育プログラムを提供するという改善を行っている。

また、各種アンケート調査を基にした、シラバスの改善、外国語科目履修方法の変更、全学部の学生を対象とするネイティブ英語教員による英語教育の実施、他学部の専門科目を教養教育の主題科目として履修できる学内開放科目制度の導入、カリキュラムの改善などが挙げられる。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

就職先関係者からは、各学部、研究科の就職委員会が中心となり、卒業（修了）生が身に付けた知識、技術、外国語能力、適応性など、教育の成果に関する意見をアンケートや懇談会により聴取・収集し、大学教育委員会、同FD専門委員会、学生委員会、就職委員会、教育委員会（医学部）などの関連委員会等での検討を踏まえて、教育内容、教育方法の改善策の検討・立案に活用している。アンケートの結果、「英語力の向上」、「資格・技能教育の充実」に対する要望があり、これを受けて専門英語科目を充実させ、また、平成19年度にキャリアセンターを設置するとともに、各学部の特性に応じたキャリア教育の充実が図られている。

また、学生の保護者・後援会からの要望を踏まえ、平成20年度から学生の成績を保護者に郵送し、学習指導を徹底する取組（医学部）、卒業生・同窓会の意見を踏まえ、構内を美化し学習環境の整備を行う取組（本庄キャンパス）などに、学外関係者の意見を活かしている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学士及び大学院課程のすべての授業科目を対象として学生による授業評価を実施し、個々の担当教員は授業評価結果を用いた授業改善実施要領に則り、授業評価の結果に基づいて自己点検・評価を行い、授業の優れた点及び改善を要する点、次年度の授業改善目標を授業点検・評価報告書に記載し、教務情報事務システム「授業点検・評価」上に公開している。各教員は、個々の授業改善目標に向かって、授業内容、授業方法、教材、教授技術等の改善を図り、その取組内容を教育活動実績として提出し、各学部の自己点検・評価、教員の個人評価等の資料として活用することにより、継続的改善に取り組んでいる。また、これらによる授業改善例は、毎年度の『教育活動等調査報告書』に取りまとめ、各教員が授業改善を進めていく際の取組の参考としても活用されている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

大学教育委員会のFD専門委員会及び高等教育開発センターが連携し、「佐賀大学FD・SDフォーラム」、新任教員研修（全学）、FD講演会・講習会（各部局）などのFD活動が実施されている。「佐賀大学FD・SDフォーラム」は、平成19年度は、ICTを活用した授業改善をテーマとして3回、平成20年度は、学内の教員やスタッフを対象に、学習管理システム（LMS）に対する理解を深めること、学士力や高大接続の諸問題について理解を深めることを目的に開催している。さらに、各部局においても、各FD委員会が、講演会・研修会、公開授業などを実施している。このように多様な方法でFD活動を実施し、カリキュラム改善や個々の教員の授業改善等に役立てており、教育の質の向上・改善に結びつく多くの事例が挙げられている。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

優秀な大学院学生に対し、将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会を提供するとともに、学部教育において大学院学生の補助により、きめ細かい指導を行うため、TA制度を実施している。TAの資質向上を図るため、大学教育委員会のFD専門委員会において、ティーチング・アシスタント運用要領を定め、TAを採用する授業の担当教員は、事前説明会の開催や演習補助の方法、留意事項などに関する指導等の研修を行っている。

また、事務系・教務系・技術系職員については、全国的に開催される各種会議・研修、技術研修会、セミナー、学会等に派遣し、教育支援者や教育補助者としての質の向上を図っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 65,188,951 千円、流動資産 12,602,907 千円であり、資産合計 77,791,858 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 13,377,634 千円、流動負債 8,384,613 千円であり、負債合計 21,762,247 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の長期借入金 6,433,986 千円については、文部科学大臣から認可された償還計画どおり返済している。その他の負債については、そのほとんどが国立大学法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 16 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画等については、平成 16～21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成20年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用28,164,339千円、経常収益29,912,542千円、経常利益1,748,202千円、当期総利益1,859,036千円であり、貸借対照表における利益剰余金6,167,564千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、予算配分方針である予算編成の基本方針を経営協議会及び役員会の議を経て決定し、本方針に基づき、収入・支出予算を役員会において審議・策定した後に、部局の事業区分等を踏まえた詳細な配分内容を記載した予算書を経営協議会及び役員会の議を経て作成し、各部局等に対し配分を行っている。

また、施設・設備の整備についても、経営協議会及び役員会の議を経て、施設整備に係る年次計画表及び設備整備に係るマスタープランとの整合を図りつつ、計画的に措置している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、財務諸表等を当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づいて実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直属組織である監査室が内部監査規程に基づいて実施している。

また、監事、監査室及び会計監査人は適宜三者ミーティングを行い、連携して監査業務を実施している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

(1) 管理運営組織

管理運営のための組織として、国立大学法人法及び大学規則に基づき、役員会、経営協議会及び教育研究評議会が置かれている。

役員会は、学長及び6人の理事で構成され、法人全体に関わる重要事項を審議している。各理事は、それぞれの担当する全学的マネジメントに責任を負っている。

経営協議会は、学外委員7人、学内委員7人で構成され、経営に関する重要事項を審議し、教育研究評議会は、学長、理事（副学長）、学部長、学部選出評議員等18人で構成され、教育研究に関する重要事項を審議している。

また、学長補佐を配置し、学長の指定する業務を補佐するとともに、学長室、理事室を設置し、役員の補佐機能を強化している。

社会貢献・医療担当理事の下に、広報室、環境安全衛生管理室など、研究・国際貢献担当理事の下に、情報統括室、評価室、産学官連携推進機構など、教育・学生担当理事の下にアドミッションセンター、キャリアセンターなどを設置し、大学運営に関わる委員会と教学に関わる委員会が連携して運営を行っている。

(2) 事務組織

事務組織及び事務分掌は、事務組織規程に基づき、6部13課、2主幹付、5学部事務部等で構成し、約290人の常勤職員と約280人の非常勤職員を配置している。事務組織の連絡調整と、その円滑な運営を図るため、事務連絡会議が毎月開催されている。

(3) 危機管理

危機管理については、危機管理対策要項を制定し、役割、連携、対応決定プロセス等を明確にした危機管理体制を構築し、「危機管理基本マニュアル」を策定するなど、危機管理対策を講じている。

研究費等の不正使用防止については、研究費不正使用防止規則を制定し、不正使用防止責任体制を構築し、「研究費不正防止計画運用ガイドライン」を策定するなど、不正使用防止策を講じている。

生命倫理に関しては、医学部医の倫理に関する規程に基づき、医学部倫理委員会を組織し、関係法令・指針に沿った審議・審査を行っている。

安全衛生管理については、安全衛生管理規程を定め、安全衛生管理体制及び安全衛生管理委員会を置き、

各事業場ごとに安全衛生委員による定期的な巡回を行うなどの安全対策を講じている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長、常勤理事及び学長室所属の学長補佐で構成する運営戦略会議を月3回程度開催し、学長のリーダーシップの下に方針・対策を練る体制が構築されている。また、役員会、経営協議会、教育研究評議会において、学長のリーダーシップの下で意思決定が行われており、各室、各種委員会の長には、理事、副学長、学長補佐等を充て、意思決定に基づいた機動的な業務遂行体制が確保されている。学長、理事、学部長等で構成する大学運営連絡会を毎月2回開催し、執行部と学部等の組織との意思疎通を図る体制が設けられている。

平成21年10月に学長、理事等が交代して以降は、学長、理事、監事、学長補佐、事務局長等で構成する拡大役員懇談会を毎週開催して、実質的な議論を展開している。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生からは、「学生対象アンケート調査」、「どがんね、こがんよ、学生懇談会」や意見投書箱「VOICE」などの仕組みにより、様々なニーズ・意見等を把握している。

教員からは、各種委員会、大学運営連絡会、各学部における教授会・学科会議及び意見公募等を通じて意見を聴取し、管理運営に反映させている。平成19年度に実施した「佐賀大学の中長期ビジョン（2007～2015）（案）」に対する意見募集には74件、平成21年度に実施した「第2期中期目標・中期計画 素案の原案」に対する意見募集には、115件の意見が寄せられている。

事務職員からは、事務連絡会議、部長会、各課内等の打合せ、事務系職員提案制度により要望やニーズの把握を行い、事務業務等の改善に努めている。

学外関係者からは、経営協議会を構成する外部有識者の意見、広報室や産学官連携推進室等の外部アドバイザーからの意見、報道機関との懇談会「二十日会」での意見、広報誌『かちがらす』に同封した返信はがきによる意見、ウェブサイトの「ご意見箱」に投書された意見などを聴取し、管理運営の改善に反映している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

国立大学法人法第11条第4項の規定に基づき、監事監査規程を定め、業務監査担当（常勤1人）及び会計監査担当（非常勤1人）の監事を置いている。

監事は、監査室及び会計監査人と連携し、各年度の監事監査計画による定期監査と必要に応じた臨時監査を、ヒアリング等による調査や書面監査、実地監査などの方法により実施し、監事監査報告書を学長へ

提出し、それらの意見を大学運営に反映している。また、監事は役員会、経営協議会などの重要な会議に陪席し、業務等の実施状況を調査・確認している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

国立大学協会等が主催する大学マネジメントセミナー、国立大学病院経営セミナー等に、学長はじめ理事などの管理職員が参加し、資質の向上を図っている。

事務組織においては、一般研修（管理職員・事務監督職員・中堅職員・新規採用職員研修）及び専門研修等を体系化した「職員研修体系図」を作成し、各種研修をきめ細かに実施している。また、事務職員等の研修制度の基本的方針を定め、SD研修、人事交流派遣研修、大学院研修などを実施し、「創造力と総合的な視野を持った人材の育成」に努めている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

当該大学の管理運営に関する基本方針は、中期目標に効果的な組織運営に関する方針として定めている。管理運営に係る規程は、大学規則に基づき、役員会規則、経営協議会規則、教育研究評議会規則、学長選考規則、学長選考会議規則、理事の選考等に関する規則、副学長選考規程、さらに、全学委員会規則一覧に示す諸規程として整備され、管理運営に関わる委員や役員等の選考、責務及び権限等について、明確に規定されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

当該大学の活動状況に関するデータの収集、蓄積、公表に対応するために、情報政策委員会と広報室が置かれ、基礎的データ、運営、財務情報、教育・研究活動、社会貢献活動、中期目標・計画、国立大学法人評価、自己点検・評価などの収集・蓄積したデータを整理し、当該大学ウェブサイトの大学案内で公開されている。

また、役員会、教育研究評議会などの会議記録やその他の文書データを文書管理システムで公開し、当該大学の教職員が学内から自由にアクセスし、活用することができるシステムになっている。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

大学評価の実施に関する規則に示された方針により、部局及びすべての職員を対象とし、教育、研究、国際交流・社会貢献、組織運営及び施設の領域について実施根拠データを作成し、自己点検・評価を行っている。組織及び個人の評価項目対応データは当該大学データベースに蓄積・整理され、利用に供されている。

自己点検・評価の実施に当たっては、役割分担を明確にした評価室、大学評価委員会、各部局等の評価委員会などの組織が有機的連携をもって実施する体制が構築されている。評価室は当該大学の大学評価業務を一元的に扱い、評価に関わる企画・立案、自己点検・評価の推進、報告書の作成、評価結果の分析などを行っている。大学評価委員会は、当該大学の自己点検・評価のあり方、法人評価に関する自己点検・評価等について全学的見地からの審議を行っている。

学長及び役員会は、各種の評価結果及び活動状況等の報告を受け、経営協議会・教育研究評議会とともに現状・問題点の把握と改善に向けた検討・審議を行い、該当する部局等に対して改善の指摘・指示を行っている。

法人評価に関する自己点検・評価報告書及び評価結果、部局評価の自己点検・評価報告書（外部検証を含む）、個人評価の集計結果報告書については、ウェブサイトで公開している。特に、法人評価結果については、全教職員宛にメールを送付し、周知を図っていることは注目される。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

国立大学法人評価委員会による年度評価の際には、提出前の自己点検・評価報告書と法人評価結果について、経営協議会で審議・検証が行われている。

各部局は、大学評価の実施に関する規則に基づき、各部局の自己点検・評価に関して外部評価者による検証を実施し、その結果を学長に報告している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

国立大学法人評価委員会による年度計画に係る業務実績に関する評価結果については、問題点や指摘事項等を役員会及び教育研究評議会、経営協議会で審議し、対応策の検討を行っている。これを受けて各担当理事は、部局長、部局評価委員及び事務職員を対象に学長が開催する「第一期中期目標・中期計画に関する説明会」などにおいて、各部局等に対して改善点の指摘や対応を指示し、これに基づいて各部局等は、中期計画・年度計画の進捗状況の確認と見直しを行うとともに、改善の取組がなされている。

各部局等で実施する自己点検・評価及び個人評価の結果は学長に報告され、学長は、大学評価の実施に関する規則、評価結果の活用に関する指針及び評価結果の活用に関する要項に基づき、部局及び教員の活動状況に関する自己点検・評価等の結果を役員会等で検証し、改善点の指摘や対応の指示を行い、各学部や事務局の組織にフィードバックしている。その際、優れた取組を行った学部にはインセンティブ経費が付与されている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判

断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

大学の基本的な情報は、ウェブサイトなどにより広く公開されている。

また、当該大学には、ジャーナリスト、同窓会員、学生等の外部アドバイザーが参画した「広報室」、広報室長、各学部の広報委員長、入試や就職等担当の課長で構成する「広報戦略会議」が設置されており、学内外の視点で広報活動が展開されている。教育研究等の活動状況に関する情報については、広報誌『かちがらす』、定例記者会見、オープンキャンパスなどを通して積極的に発信するとともに、『かちがらす』、メールマガジンを含め多様なサイトからなる当該大学ウェブサイトにおいて、広く社会に発信している。

さらに、当該大学が保有する研究成果の情報を広く発信する目的で、「シーズ100展」などを東京や佐賀などで開催し、多数の参加者を集めていることは注目される。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 研究成果の情報を広く発信する目的で「シーズ100展」などを開催し、多数の参加者を集めている。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 佐賀大学

(2) 所在地 佐賀県佐賀市

(3) 学部等の構成

学部：文化教育学部，経済学部，医学部，理工学部，農学部

研究科：教育学研究科（修士課程），経済学研究科（修士課程），医学系研究科（修士課程・博士課程），工学系研究科（博士前期課程・博士後期課程），農学研究科（修士課程）

関連施設：

<教育研究関連施設等> 附属図書館，教養教育運営機構，保健管理センター，アドミッションセンター，キャリアセンター，産学官連携推進機構，文化教育学部附属幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・教育実践総合センター，医学部附属病院・地域医療科学教育研究センター・先端医学研究推進支援センター，農学部附属資源循環フィールド科学教育研究センター

<全国共同利用施設> 海洋エネルギー研究センター

<学内共同教育研究施設等> 総合分析実験センター，総合情報基盤センター，留学生センター，低平地研究センター，海浜台地生物環境研究センター，シンクロトン光応用研究センター，高等教育開発センター，地域学歴史文化研究センター，有明海総合研究プロジェクト

(4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数：学部6,314人，大学院1,000人

専任教員数：746人

助手数：3人

2 特徴

【沿革と構成】

本学は，平成15年10月に旧佐賀大学と旧佐賀医科大学が統合して新たに佐賀大学として発足し，平成16年4月，国立大学法人佐賀大学として再出発した。前身である旧佐賀大学は，昭和24年佐賀高等学校，佐賀師範学校及び佐賀青年師範学校を母体に，文理学部と教育学部からなる新制佐賀大学として設置された。その後，昭和30年には農学部が，昭和41年には経済学部及び理工学部（文理学部を改組）がそれぞれ設置され，統合前には，文化教育学部（平成8年に教育学部を改組），経済学部，理工学部及び農学部の4学部・4研究科で構成されていた。一方，旧佐賀医科大学は，政府の医師不足解消及び無医大県解消政策の一環として昭和51年に医学科のみの単科大学として発足したが，平成5年には看護学科が設置され，1学部・1研究科の構成になっていた。

現在の佐賀大学は，上記の5学部・5研究科を備えた総合大学で，旧佐賀大学を継承した本庄キャンパスと医

学部・医学部附属病院が所在する鍋島キャンパスの2キャンパスからなっている。

【取組】

1) 佐賀の地域において高等教育を担う総合大学

本学は，5学部・5研究科を備えた総合大学として，県内はもとより，隣接する福岡，長崎県など九州各地からの入学生が大半（90.5%：平成21年度）を占め，地域の学生に対して幅広い高等教育を提供している。特に，佐賀県内の5大学及び放送大学佐賀学習センターとともに「大学コンソーシアム佐賀」を設立し，県内の高等教育の普及を図っている。

2) 研究教育拠点を広く地域に展開

全国共同利用施設として海洋温度差発電など海洋エネルギーの活用を研究する海洋エネルギー研究センター（伊万里市），玄海灘海浜台地と浅海域の生物環境を調査研究する海浜台地生物環境研究センター（唐津市），有明海などの湾海の周辺低平地環境を総合的に研究する低平地研究センター（本庄キャンパス），「佐賀の大学」を象徴する地域学歴史文化研究センター（本庄キャンパス），地域医療の教育研究拠点として国立大学で初めての地域医療科学教育研究センター（鍋島キャンパス）を持ち，地域に密着した研究教育を進めている。また，シンクロトン光応用研究センターが，鳥栖市に設置されている佐賀県立九州放射光施設を中心に，九州地区の大学など諸機関と連携して研究教育を進めている。

3) 地域社会との連携

佐賀県及び産業界等と「佐賀県における産学官包括連携協定」を結び，小城市，鹿島市，唐津市，佐賀市や有明町とも包括的協定を締結し，地域社会との連携を深めている。また，平成18年に設置した佐賀大学産学官連携推進機構を通して，本学の創出した知的財産の社会への還元を推進している。

医学部附属病院では，教育実習ならびに卒後臨床研修センターとしての機能に加えて，1日平均780人の外来患者，523人の入院患者の診療，ハートセンターによる24時間ホットライン，救命救急センターの小児救急電話相談，地域に密着した感染症の医療機関間情報ネットワーク，佐賀在宅・緩和医療ネットワーク，がん診療連携拠点病院としての肝がん検診システムなどを行い，佐賀県の中核病院としての役割を果たしている。

また，文化教育学部は，佐賀県教育委員会との連携・協力協定を結び，教育開発や教員研修など，県内の初等・中等教育の向上に取り組んでいる。

4) アジアの知的拠点

本学には全学生の4%に相当する295人（平成21年5月1日現在）の留学生が在学し，また本学はアジアを中心として61大学，67学部・専攻と学術交流協定を締結している。歴史的・地理的特性を活かし，アジアの知的拠点として，日本・アジアの視点から国際社会への貢献を目指している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学の設置目的並びに学士課程及び大学院課程の教育研究目的は、「国立大学法人佐賀大学規則」並びに「佐賀大学学則」及び「佐賀大学大学院学則」において、次のように定めている。

【佐賀大学の目的】

大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展に寄与することを目的とする。

【学士課程の目的】

国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに、地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

【大学院課程の目的】

大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

また、学部・研究科においては、各学部・研究科規則により、次のように定めている。それぞれの学部・研究科に置く各課程・学科・専攻の目的等、詳細については基準1を参照されたい。

<学士課程>

【文化教育学部の目的】

文化教育学部は、学校教育課程、国際文化課程、人間環境課程及び美術・工芸課程により構成し、各々の課程の持つ特質を融合させたカリキュラムを整え、特定の専門知識に偏らない「総合知」を有する人材を育成することを目的とする。

【経済学部の目的】

経済学部は、経済学・経営学・法学を柱として社会科学上の知識と教養を授け、経済社会における問題を分析し解決できる人材を育成することを目的とする。

【医学部の基本理念】

医学部に課せられた教育・研究・診療の三つの使命を一体として推進することによって、社会の要請に応える良い医療人を育成し、もって医学・看護学の発展並びに地域包括医療の向上に寄与する。

【理工学部の目的】

理工学部は、幅広い教養と科学・技術の専門的な素養を持ち、社会の広い分野で活躍できる人材を育成することを目的とする。

【農学部の目的】

農学部は、農学及び関連する学問領域において、多様な社会的要請にこたえうる幅広い素養と実行力を身に付けた人材を育成することを目的とする。

<大学院課程>

【教育学研究科の目的】

教育学研究科は、初等中等教育において指導性を発揮しうる高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

【経済学研究科の目的】

経済学研究科は、経済学及び経営学・法学の教育・研究によって幅広い視野と豊かな応用力を培い、知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材を養成することを目的とする。

【医学系研究科の基本理念】

医学系研究科は、医学・医療の専門分野において、社会の要請に応えうる研究者及び高度専門職者を育成し、学術研究を遂行することにより、医学・医療の発展と地域包括医療の向上に寄与する。

【工学系研究科の目的】

工学系研究科は、理学及び工学の領域並びに理学及び工学の融合領域を含む関連の学問領域において、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者・技術者等、高度な専門的知識・能力を持つ職業人又は知識基盤社会を支える深い専門的知識・能力と幅広い視野を持つ多様な人材を養成し、もって人類の福祉、文化の進展に寄与することを目的とする。

【農学研究科の目的】

農学研究科は、科学技術の高度化・情報化・国際化に伴う社会の要求に応えるため、学部教育の幅広い基礎学力を基盤とし、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者及び高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人を養成することを目的とする。

(各課程・学科・専攻の目的等は 別添資料 にも添付)

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学の基本理念として「佐賀大学憲章」を宣言し、達成しようとする基本的な成果・目標を本学の中期目標前文に示すとともに、大学の目的及び各学部・学科（課程）の目的が「国立大学法人佐賀大学規則」並びに学則及び各学部規則に、大学院（課程）の目的及び各研究科・専攻の教育研究目的が「大学院学則」及び各研究科規則にそれぞれ明確に定められており、これらは目的として適切である。

その周知・公表に関しては、新任教員研修、新入生オリエンテーション、オープンキャンパス等での説明とともに、学生便覧、履修の手引、佐賀大学案内等の冊子やウェブサイト等を介して、学内外の広範囲になされている。さらに、大学憲章に沿った将来の目指すべき大学像「佐賀大学中長期ビジョン」を策定し、公表している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学の教育研究に係る組織構成は、学則に定める教育研究の目的に沿って、文化、健康、社会、科学技術に関する 5 学部を基本的組織として置き、大学院課程の組織として 5 研究科、全学的な教養教育を担う組織として教養教育運営機構を置き、教育研究に必要な施設として、大学設置基準第 39 条等に基づく附属施設のほか、全国共同利用施設や学内共同教育研究施設を設置している。これらの基本的組織及び施設は、本学の目的に沿って教育研究活動等に取り組み、その成果をあげており、適切に役割を果たし、機能している。特に高等教育開発センターは大学全体の教育目標の達成に向けて教育開発及び全学的な教育改善活動を推進しており、シンクロトン光応用研究センターや全国共同利用機関の海洋エネルギー研究センターは、これらの研究分野の中心的存在となっている。

教育活動を展開する運営体制は、全学的には大学教育委員会を置き、各学部・研究科には教授会及び各研究科委員会の下に教務委員会、FD委員会等の各種委員会を設置し、専門的な事項に関する検討を行う体制を整えている。大学教育委員会は、副学長、教育実施組織の各部局長及び各部局選出教員に加えて、シンクタンク組織の高等教育開発センター教員で構成されており、また、各学部・研究科の教務委員会等は、各教授会・研究科委員会で選出される委員により構成され、いずれも適切な構成となっている。これらの委員会は、組織的に連携し、学生の入学、教育課程の編成、教育改善、卒業または課程の修了など、教育活動を遂行するために必要な事項を審議しており、実質的な活動を行っている。

基準 3 教員及び教育支援者

教員組織に関しては、「国立大学法人佐賀大学規則」や「教員組織規程」等で教員組織編製の基本的な方針等を定め、学部及び学内共同教育研究施設等に教授、准教授、講師、助教、助手の役割分担の下に連携した教員組織としての講座等を編制し、学士課程・大学院課程の教育研究を遂行するための実施体制を整えている。各学部の教育課程を遂行するために必要な教員数を配置し、主要な授業科目は、原則として専任の教授又は准教授が担当している。大学院課程においては、各専攻とも、大学院設置基準（第 9 条）で定める資格を有した教員数を満たしており、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員を確保している。また、教員組織の活動を活性化するために、任期制の導入、部局評価の結果に基づくインセンティブ付与、教員の教育研究活動評価に基づく表彰や昇給・勤勉手当への反映、サバティカル研修など、多様な措置を講じている。

教員の採用に当たっては、原則公募とし、選考委員会が「教員選考基準」に基づいて履歴、教育業績、研究業績、面接、講演会等により、教育上の指導能力を具体的に評価・審査し、教授会で審議決定している。教員

の教育活動は、授業科目の教育内容と関連する研究活動に基づいて遂行されており、教員個人の教育活動評価を、毎年度の活動実績報告書、自己点検・評価書等を各学部等の評価委員会が審査することにより実施している。個人評価結果は、改善を要する事項とともに教員個人に通知され、各教員はそれを教育活動の改善に結び付けている。また、個々の教員は、学生による授業評価の結果に基づき、授業点検・評価報告書を作成し、教育活動の改善に結び付けている。

教育支援者や教育補助者に関しては、入学から就職までの教育課程を遂行するのに必要な事務組織を整備し、職員を配置しており、教育支援者としての職務内容を明確化した技術職員等やTAを各部局に適切に配置し、教育支援・補助に活用している。

基準4 学生の受入

求める学生像及び入学者選抜の基本方針を定め、「アドミッション・ポリシー」として入試情報ウェブサイトや選抜要項等により公表するとともに、オープンキャンパスや高等学校でのジョイントセミナー及び各種の進学説明会等で周知を図っており、入学者のうち7割程度がアドミッション・ポリシーを理解していることから、公表、周知の効果が現われている。

学士課程及び大学院課程における入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って、一般選抜、推薦入学、社会人特別選抜、外国人特別選抜、一部の学部におけるAO入試など、多様な入学者選抜を実施し、それぞれの選抜方法に応じて適切な学力検査科目や小論文、面接、実技検査、調査書等による選抜を行い、求める学生像に沿った学生の受入に機能している。外国人留学生、社会人については、それぞれの特別選抜の方針に沿った方法が採られており、特に、外国人留学生を対象とした秋季入学制度（10月入学）を実施するなど、適切な対応を講じている。

入学者選抜の実施体制は、学長を委員長とする入学試験委員会が中心となって、入学者選抜の実施に関する重要事項を審議し、試験問題の作成等の実務は、入学試験委員会に設置された専門委員会が各部局の入試委員会と連携して担当している。入学者選抜の実施においても、入学試験実施本部及び試験場本部からなる全学的な体制で公正に行っており、合否判定は、学部教授会、研究科委員会において厳正に実施されている。また、アドミッションセンター入学者選抜方法等専門委員会が中心となり、入学者選抜方法に関する検証と改善策の検討に取り組み、医学科における推薦入試の地域枠や佐賀県推薦入学特別選抜の導入、文化教育学部でのAO入試一部導入、推薦入試の募集人員数の改定、センター試験で課す科目の変更など、入学者選抜の改善策を講じている。

各学部の入学定員に対する実入学者数は、定員を下回るものは無く適正な状況になっており、入学志願者の動向を踏まえた合格者数の管理により適正化を図っている。大学院課程では、一部の専攻で定員充足率が大幅に上回る又は下回る状況があるが、合格者数の管理とともに、入学定員の見直しを含めた研究科の改組計画を具体的に進めるなど、適正化を図る取組を行っている。

基準5 教育内容及び方法

本学の学士課程では、学則に定める教育課程の編成方針に沿って、大学入門科目、共通基礎教育科目、主題科目から成る教養教育科目と、専門基礎科目、専門科目等から成る専門教育科目を、教員の研究成果を反映させながら編成している。また、学生の多様なニーズや社会からの要請に配慮し、国内外の大学との単位互換、インターンシップ、編入学・転学部制度を導入している。

特色ある取組として、平成15年度特色GPに採択された「佐賀環境フォーラム」、平成16年度現代GP「ネット授業の展開」、平成17年度特別教育研究費（教育改革）「地域創生型学生参画教育モデル開発事業」等がある。これらの取組は、教育の目的に照らして、ICTの活用、フィールド型授業など、さまざまな授業形態や

佐賀大学

学習指導法を工夫したものである。その他、医学部医学科では問題解決型学習（PBL）等、教育の内容に応じた学習指導法を採用している。

成績評価の基準については、オンラインシラバスに成績評価基準を掲載し、オリエンテーション、学科・課程毎のガイダンス等により、学生に周知している。成績評価の正確さを担保する制度として、成績評価の異議申立て制度を導入し、卒業認定については、学則及び学部規則に定める卒業の要件等に基づき、事前に審査し、教授会の議を経て行っている。

大学院課程では、大学院学則に掲げる目的に照らして、授与する学位に応じた必修科目、選択科目などを配置し、授業科目の内容に各教員の研究成果を反映させている。授業科目は基本的に少人数であり、対話・演習型等、学習指導法を工夫している。特色ある取組として、平成19年度文部科学省の専門職大学院等教育推進プログラムに採択された「発達障害と心身症に強い教員の養成」による大学院教育実習（教育学研究科）、「国際パートナーシッププログラム」や「戦略的国際人育成プログラム」による英語授業（工学系研究科）等がある。

研究指導については、「研究指導計画に基づく研究指導実施要領」に基づき、学生ごとに研究指導計画を立て、助言、指導を行い、研究指導実施経過、研究指導の点検・評価の結果を報告している。また、TAやRAを活用し、研究指導の実施に関する報告書、RA実施報告書を大学教育委員会に提出している。

成績評価や修了認定に関しては、大学院学則に基準を定め、オリエンテーションで配布する学生便覧に掲載して、周知を図っている。成績評価の正確さを担保するための措置としては、学士課程と同じく、成績評価の異議申し立て制度を導入している。

基準6 教育の成果

学業の成果に関して、単位修得状況、卒業論文（学位論文）、卒業（修了）状況、資格取得状況、就職状況などの各種の指標や在校生、卒業・修了予定者、就職先関係者等による評価をもとに、大学教育委員会、部局教務委員会、FD関連委員等において分析し、各部局及び大学の自己点検・評価体制により評価を行い、自己点検・評価報告書として公表しており、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われている。

在校生、卒業・修了予定者を対象とした各種アンケート結果では、「専門的な知識や技能、就職に結びつく技能」、「分析し批判する能力等」、「大学教育又は大学院教育を通して習得した知識や技能等」が、平成18年度から平成20年度にかけて概ね改善されている。また、単位修得の状況、学生による学会発表・論文発表の実績など、教育の成果や効果が上がっている。

平成20年度学部卒業者の約90%、大学院修了者の約85%が、就職（学部67%、大学院79%）又は進学（学部24%、大学院6%）しており、就職・進学先は学部・研究科の教育目的に掲げる専門領域の特性に応じて、国家公務員・地方公務員、教育・学習支援、医療福祉、製造業、情報通信業等となっている。企業、病院等を対象としたアンケートによる関係者からの意見聴取の結果、本学の卒業（修了）生は、専門的知識や職場への順応性等の点で良好な評価を得ている。

基準7 学生支援等

学習を進める上での履修指導を、入学時のほか、学部・研究科等の特性に応じてオリエンテーションやガイダンスにより行っている。これにより、学生は各教育課程の理解を深め、履修選択や履修手続き、学習・研究活動等を円滑に進めており、効果があがっている。学習支援に関しては、各種調査、学生懇談会、学生なんでも相談窓口、学生モニター制度など、様々な取組により学生のニーズを把握し、全学的に「オフィスアワー」、「チューター（担任）制度」を導入することにより、個別指導による綿密な学習支援を行っている。また、留学生に対する日本語の習得支援、英語で授業を行う特別コース、指導教員及び学生チューターの配置や、障が

いのある学生に対するノートテイカーの配置，社会人学生に対する履修上の配慮など，学生の実情やニーズに合わせた学習支援を行っている。

学生の自主的学習環境の整備については，部局ごとに自主的学習スペースを確保し，PC及びインターネット環境を整備するとともに，全学的には，総合情報基盤センターと附属図書館にコンピュータ環境が整った自主的学習環境を整備している。また，学生の課外活動では，学生サークルに顧問教員を置き，「サークル・リーダーシップセミナー」の開催，要望調査に基づいた課外活動備品や施設整備等の支援を行っている。

学生の生活支援に関しては，学習支援の取組と同様に，様々な取組により学生のニーズを把握し，保健管理センター，学生なんでも相談窓口，学生カウンセラー相談窓口，ハラスメント相談窓口等により，健康管理，メンタルヘルスケア，ハラスメントなどに関する相談・支援を，それぞれの連携体制のもとに行っている。就職支援では，キャリアセンターを設置し，各部局の就職委員会と連携して，就職相談や採用情報の提供等を行っている。留学生に対しては，学生チューター制度等による日常生活支援やNPO法人「国際下宿屋」と連携した住居確保の取組などを行っている。また，保健管理センターによる継続的な健康指導を必要とする学生の支援など，必要に応じて特別な生活支援を行っている。さらに，学生への経済面の援助を，入学科・授業料の免除，奨学金，寄宿舎の整備などにより行っている。特に，平成20年秋以降の急激な経済不況に伴う困窮学生に対しては，4つの緊急支援策（授業料納入期限延長，入学科免除の特例，授業料免除枠の拡大，内定取消を受けた学生への授業料免除の特例）を実施し，迅速に対応している。

基準8 施設・設備

本庄と鍋島の2キャンパスからなり，大学設置基準の規定を上回る校地及び校舎面積を備え，両キャンパスにおいて，教育研究を遂行する上で必要な施設を設置し，施設・設備計画に沿って整備を進め，有効に活用している。また，キャンパス・ユニバーサルデザイン計画の方針に沿って，計画的に施設の改修整備を進めており，バリアフリー化への配慮をしている。

ICT環境については，情報基幹ネットワークを全学に整備しており，教職員・学生向けに無線LAN局や情報コンセントを教室・自習スペースに設置し，独自開発の「Opengate」システム等を介して容易に学内ネットワークに接続できる環境と，学生用のPC，eラーニングシステム，電子図書館及び図書館ポータルなどを提供し，活用されている。特に，eラーニングは，eラーニングスタジオを設置して，整備充実を行っている。また，情報セキュリティポリシーを定め，セキュリティ管理を行っている。

教育研究・福利厚生等に必要な施設・設備についての運用方針を明確に規定しており，ウェブサイト，冊子及びガイダンスなどで構成員に周知している。また，「エコアクション21」の認証を受け，「佐賀大学環境方針」に基づいて，施設・設備の運用を含めた環境マネジメントの取組を全学的に推進している。

附属図書館本館と医学分館を整備し，教育研究組織・教育課程に即した図書資料等を所蔵し，系統的・機能的に配架するとともに，約5,600種の電子ジャーナル及び蔵書データベース，文献データベース等の提供を行っている。また，閲覧スペースに加えて，学習室や利用者用PC等を備え，自動入退館システムによる24時間利用を可能にしており，学習環境に対する利便性を高めている。図書の新書整備に当たっては，学生選書委員による選書を実施しており，参加した学生からも好評を得ている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

大学全体の教務データを学務部が管理・蓄積し，個々の教員の教育活動の実態を示すデータや資料を，大学評価規則に基づいて収集，蓄積し，個人評価や自己点検・評価に活用するとともに，教育活動の全体状況を「教育活動等調査報告書」としてまとめている。また，学生による授業評価や，在校生，卒業予定者を対象とした各種アンケート調査，「どがんね，こがんよ，学生懇談会」，「チューター（担任）制度」など多様な取組を通じ

佐賀大学

て、学生からの意見を聴取し、さらに、就業先関係者を対象としたアンケートや同窓会との意見交換会等により、学外からも意見を収集し、それらを基に、関連委員会等により教職員の意見を集約しながら改善策の検討・立案がなされ、様々な教育の改善に結び付けている。

学生による授業評価については、全ての授業科目を対象として授業評価を実施し、評価結果が各担当教員にフィードバックされ、担当教員は自己点検・評価と改善目標の提示を行い、授業改善の取組を次年度の授業に活かし、その改善内容を毎年度報告・公表するサイクルが構築されており、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っている。さらに「佐賀大学FD・SDフォーラム」、新任教員研修(全学)、FD講演会・講習会(各部局)等のFD活動を実施し、教育の質の向上や授業の改善に役立てている。また、ティーチング・アシスタント(TA)への事前説明会の開催、演習補助の方法等に関する指導や、事務系・教務系・技術系職員の各種研修、セミナー、学会等への派遣を行い、教育支援者及び教育補助者の資質の向上を図っている。

基準 10 財務

大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地・校舎等の資産は十分に保有しており、過大な債務は有していない。また、運営費交付金が毎年度減少しているものの、学生納付金収入や附属病院収入などの自己収入及び外部資金は安定して確保されており、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入は確保されている。

収支に係る計画については、中期計画及び各年度計画において、予算、収支計画及び資金計画を策定しており、経営協議会及び役員会における審議を経て決定した「予算編成の基本方針」に基づき、推進室経費、教育・研究プロジェクト経費、中期計画実行経費などの学長経費を確保し、様々な観点から重点的かつ効果的な配分を行うとともに、目的積立金等により措置する設備・営繕充実整備の取扱いを定め、計画的に教育研究環境の整備を行うなど、適切な資源配分に努めている。また、平成17～20事業年度における収支の状況において、毎事業年度、当期総利益を計上しており、短期借入も行っていないことから、過大な支出超過の状況にはない。

財務諸表等については、法令に基づき官報に公告するとともに、関係書類等を事務局に備え置き、併せて本学のウェブサイトに掲載し、一般の閲覧に供しており、適切な形で公表している。また、財務に対する会計監査等については、法令及び本学の監事監査規程、内部監査規程等に基づき、適正に実施している。

基準 11 管理運営

学長及び理事の補佐体制や各理事の下に管理運営の実務を行う「室」や各種委員会などの体制等が整備され、学長のリーダーシップの下で意思決定が行われている。危機管理については、要項・規程等で明示された「危機管理体制」や「研究費不正使用防止責任体制」等が整備されており、「危機管理基本マニュアル」及び「研究費不正防止計画ガイドライン」などが策定されている。

事務組織は、6部13課、2主幹付、5学部事務部等からなる事務体制が整備され、管理運営・教育研究を支援するとともに、各種の事務研修や大学院研修を実施するなど、職員の資質の向上のための取組が組織的に行われている。

管理運営に当たっては、学生対象アンケート調査、学生懇談会、各種委員会、大学運営連絡会、事務連絡会議、事務系職員提案制度などを通じた学生・教職員からの意見聴取、経営協議会、外部アドバイザー等の意見など、様々な取組により学内外の意見を管理運営に反映している。また、適切に監査を実施しており、監事からの意見を大学運営に反映している。

管理運営に関する方針が中期目標に明確に定められ、それに基づいて諸規程が整備されており、委員や役員の選考、責務、権限等についても規則等の中に明確に示されている。大学の活動状況に関するデータや情報は、

組織的に収集・蓄積されるとともに、本学ウェブサイトに掲載されており、教職員が必要に応じてアクセスし、活用できるようになっている。

自己点検・評価・改善のサイクルを行うための体制が整備され、大学全体及び部局単位において、自己点検・評価の取組がなされている。各部局等の評価委員会は、外部評価委員を委嘱して外部評価を実施し、その結果を学長に報告するとともに報告書としてインターネット上で公開している。国立大学法人評価委員会による法人評価の結果は、問題点や指摘事項等を役員会、教育研究評議会及び経営協議会で検討し、各担当理事から各部局等に対し指示がなされ、改善策の実行に結びつけられている。各部局等で行われた教員の個人評価及び部局等自己点検・評価の結果については、役員会等で検証し、改善点の指摘や対応の指示及びインセンティブの付与など、各部局等に対するフィードバックがなされている。

教育研究等の活動状況に関する情報を、広報誌「かちがらす」、メールマガジン、定例記者会見、オープンキャンパス、研究シーズの公開発表会などを通して積極的に発信するとともに、本学ウェブサイトにおいて、様々な教育研究活動等に関する情報を社会に発信している。